



事務連絡
平成28年9月29日

公益社団法人
日本精神科病院協会 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

平成28年度精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱について

平素より大変お世話になっております。
今年度の標記交付要綱が完成しましたので送付いたします。
ご査収の程よろしくお願いいたします。

(連絡先)

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
精神・障害保健課 医療財政係

青木、藤井

03-5253-1111 (内線3059)

厚生労働省発障0929第1号
平成28年9月29日

各〔都道府県知事
指定都市市長
独立行政法人の代表者〕殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

精神保健費等の国庫負担(補助)について

標記の国庫負担(補助)金の交付については、平成10年6月15日厚生省障第194号厚生事務次官通知の別紙「精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成28年4月1日から適用することとされたので通知する。

改 正 後

別 紙

精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱

(削 除)

(通 則)

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第30条第2項及び麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第59条の2に基づく国庫負担金、精神保健福祉法第7条（設置に要する経費を除く。）及び沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号。以下「特別措置法施行令」という。）第3条に基づく国庫補助金並びに精神科救急医療体制整備事業費、長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業費、地域自殺対策推進センター運営事業費、難治性精神疾患地域連携体制整備事業費、依存症治療拠点機関設置運営事業費、摂食障害治療支援センター設置運営事業費、てんかん地域診療連携体制整備事業費、依存症家族対策支援事業費及び依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業費の国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、麻薬及び向精神薬取締法、特別措置法施行令、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

2 この国庫負担（補助）金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 精神障害者措置入院費負担金

精神保健福祉法第29条第1項及び同法第29条の2第1項の規定により都道府県知事及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の市長が行う精神障害者の入院措置の実施

(2) 精神障害者措置入院移送費負担金

精神保健福祉法第29条第1項及び同法第29条の2第1項の規定により都道府県知事及び指定都市の市長が行う入院措置に伴う精神障害者の移送の実施

現 行

別 紙

精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱

厚生省障第194号

平成10年6月15日

最終改正

厚生労働省発障0529第1号

平成27年5月29日

(通 則)

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第30条第2項及び麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第59条の2に基づく国庫負担金、精神保健福祉法第7条（設置に要する経費を除く。）及び沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号。以下「特別措置法施行令」という。）第3条に基づく国庫補助金並びに精神科救急医療体制整備事業費、長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業費、地域自殺~~対策推進~~予防情報センター運営事業費、難治性精神疾患地域連携体制整備事業費、依存症治療拠点機関設置運営事業費、摂食障害治療支援センター設置運営事業費、てんかん地域診療連携体制整備事業費、依存症家族対策支援事業費及び依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業費の国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、麻薬及び向精神薬取締法、特別措置法施行令、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

2 この国庫負担（補助）金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 精神障害者措置入院費負担金

精神保健福祉法第29条第1項及び同法第29条の2第1項の規定により都道府県知事及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の市長が行う精神障害者の入院措置の実施

(2) 精神障害者措置入院移送費負担金

精神保健福祉法第29条第1項及び同法第29条の2第1項の規定により都道府県知事及び指定都市の市長が行う入院措置に伴う精神障害者の移送の実施

改正後	現行
<p>(3) 麻薬中毒者措置入院費負担金 麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第1項の規定により都道府県知事が行う麻薬中毒者の入院措置の実施</p> <p>(4) 麻薬中毒者護送費負担金 麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第1項の規定により都道府県知事が行う入院措置に伴う麻薬中毒者の護送の実施</p> <p>(5) 精神障害者医療保護入院費補助金 特別措置法施行令第3条第1項の規定により沖縄県知事が行う精神障害者の医療に関する特別措置の実施</p> <p>(6) 精神保健対策費補助金 ア 精神保健福祉法第6条の規定により、都道府県及び指定都市が行う精神保健福祉センターの特定相談等 イ 平成20年5月26日障発第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」により都道府県及び指定都市が行う事業 ウ 平成27年4月24日障発0424第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業実施要綱」により都道府県及び指定都市が行う事業 エ 平成28年5月10日社援発0510第4号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「地域自殺対策推進センター運営事業実施要綱」により都道府県及び指定都市が行う事業 オ 平成26年3月31日障発0331第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「難治性精神疾患地域連携体制整備事業実施要綱」により都道府県、指定都市及び独立行政法人が行う事業 カ 平成26年3月31日障発0331第54号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「依存症治療拠点機関設置運営事業実施要綱」により都道府県が行う事業 キ 平成26年3月31日障発0331第55号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「摂食障害治療支援センター設置運営事業実施要綱」により都道府県が行う事業 ク 平成27年5月28日障発0528第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱」により都道府県が行う事業 ケ 平成27年5月22日障発0522第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「依存症家族対策支援事業実施要綱」により都道府県が行う事業 コ 平成27年5月22日障発0522第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業実施要綱」により都道府県及び指定都市が行う事業</p>	<p>(3) 麻薬中毒者措置入院費負担金 麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第1項の規定により都道府県知事が行う麻薬中毒者の入院措置の実施</p> <p>(4) 麻薬中毒者護送費負担金 麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第1項の規定により都道府県知事が行う入院措置に伴う麻薬中毒者の護送の実施</p> <p>(5) 精神障害者医療保護入院費補助金 特別措置法施行令第3条第1項の規定により沖縄県知事が行う精神障害者の医療に関する特別措置の実施</p> <p>(6) 精神保健対策費補助金 ア 精神保健福祉法第6条の規定により、都道府県及び指定都市が行う精神保健福祉センターの特定相談等 イ 平成20年5月26日障発第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」により都道府県及び指定都市が行う事業 ウ 平成27年4月24日障発0424第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業実施要綱」により都道府県及び指定都市が行う事業 エ 平成21年3月27日障発第0327005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「地域自殺予防情報センター運営事業実施要綱」により都道府県及び指定都市が行う事業 オ 平成26年3月31日障発0331第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「難治性精神疾患地域連携体制整備事業実施要綱」により都道府県及び指定都市が行う事業 カ 平成26年3月31日障発0331第54号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「依存症治療拠点機関設置運営事業実施要綱」により都道府県が行う事業 キ 平成26年3月31日障発0331第55号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「摂食障害治療支援センター設置運営事業実施要綱」により都道府県が行う事業 ク 平成27年5月28日障発0528第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱」により都道府県が行う事業 ケ 平成27年5月22日障発0522第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「依存症家族対策支援事業実施要綱」により都道府県が行う事業 コ 平成27年5月22日障発0522第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業実施要綱」により都道府県及び指定都市が行う事業</p>

改 正 後

(交付額の算定方法)

- 3 この負担金及び補助金の算定額は、次により算出するものとする。
- (1) 次の表の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を第1欄に定める区分ごとに合算した額と、当該区分ごとの総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額から次に掲げる額を控除した額に第5欄に掲げる負担(補助)率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。
- ア 精神障害者措置入院費
精神保健福祉法第31条の規定による費用徴収額
- イ 麻薬中毒者措置入院費
麻薬及び向精神薬取締法第59条の4の規定による費用徴収額

現 行

(交付額の算定方法)

- 3 この負担金及び補助金の算定額は、次により算出するものとする。
- (1) 次の表の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を第1欄に定める区分ごとに合算した額と、当該区分ごとの総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額から次に掲げる額を控除した額に第5欄に掲げる負担(補助)率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。
- ア 精神障害者措置入院費
精神保健福祉法第31条の規定による費用徴収額
- イ 麻薬中毒者措置入院費
麻薬及び向精神薬取締法第59条の4の規定による徴収金の額

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
精神障害者 措置入院費	精神障害者 措置入院費	精神保健福祉法第30 条第1項の規定により 負担した額	精神保健福祉法第29 条第1項及び同法第29 条の2第1項の規定に より知事及び市長が入 院させた精神障害者の 入院に要する費用	$\frac{3}{4}$	精神障害者 措置入院費	精神障害者 措置入院費	精神保健福祉法第30 条第1項の規定により 負担した額	精神保健福祉法第29 条第1項及び同法第29 条の2第1項の規定に より知事及び市長が入 院させた精神障害者の 入院に要する費用	$\frac{3}{4}$
精神障害者 措置入院移 送費	精神障害者 措置入院移 送費	精神保健福祉法第30 条第1項の規定により 負担した額	精神保健福祉法第29 条第1項及び同法第29 条の2第1項の規定に より知事及び市長が入 院させた精神障害者の 同法第29条の2の2 第1項に基づく移送に 要する次に掲げる経費 1 職員旅費(移送に 同行した職員に限る。) 2 燃料費(ガソリン、 軽油、天然ガス、電気 (電気自動車用)、重 油(船舶用)等で、移 送に使用したことを証 明できる場合に限る。) 3 賃借料(車両及び 船舶であって移送に使 用したことを証明でき る場合に限る。)及び使 用料(有料道路の通行 料、移送に用いる車船 料及び航空運賃であっ て移送に使用したこと を証明できる場合に限	$\frac{3}{4}$	精神障害者 措置入院移 送費	精神障害者 措置入院移 送費	精神保健福祉法第30 条第1項の規定により 負担した額	精神保健福祉法第29 条第1項及び同法第29 条の2第1項の規定に より知事及び市長が入 院させた精神障害者の 同法第29条の2の2 に基づく移送に要する 次に掲げる経費 1 職員旅費(移送に 同行した職員に限る。) 2 燃料費(ガソリン、 軽油、天然ガス、電気 (電気自動車用)、重 油(船舶用)等で、移 送に使用したことを証 明できる場合に限る。) 3 賃借料(車両及び 船舶であって移送に使 用したことを証明でき る場合に限る。)及び使 用料(有料道路の通行 料、移送に用いる車船 料及び航空運賃であっ て移送に使用したこと を証明できる場合に限	$\frac{3}{4}$

改正後					現行					
			る。) 4 委託料（賃金（移送車船の運転者に限る。）、並びに2及び3の経費（移送に使用したことを証明できる場合に限る。）のみに限る。） なお、各費目ごとの積算を把握できる資料の添付がない場合は認めない。						る。) 4 委託料（賃金（移送車船の運転者に限る。）、並びに2及び3の経費（移送に使用したことを証明できる場合に限る。）のみに限る。） なお、各費目ごとの積算を把握できる資料の添付がない場合は認めない。	
麻薬中毒者措置入院費	麻薬中毒者措置入院費	麻薬及び向精神薬取締法第59条第3号の規定により負担した額	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第1項の規定により知事が入院させた麻薬中毒者の入院に要する費用	$\frac{3}{4}$	麻薬中毒者措置入院費	麻薬中毒者措置入院費	麻薬及び向精神薬取締法第59条第3号の規定により負担した額	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第1項の規定により知事が入院させた麻薬中毒者の入院に要する費用	$\frac{3}{4}$	
麻薬中毒者護送費	麻薬中毒者護送費	麻薬及び向精神薬取締法第59条第3号の規定により負担した額	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第1項の規定により知事が入院させた麻薬中毒者の護送に要する次に掲げる費用 1 職員旅費（護送に同行した職員に限る。） 2 燃料費（ガソリン、軽油、天然ガス、電気（電気自動車用）、重油（船舶用）等で、護送に使用したことを証明できる場合に限る。） 3 賃借料（車両及び船舶であって護送に使	$\frac{3}{4}$	麻薬中毒者護送費	麻薬中毒者護送費	麻薬及び向精神薬取締法第59条第3号の規定により負担した額	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第1項の規定により知事が入院させた麻薬中毒者の護送に要する次に掲げる費用 1 職員旅費（護送に同行した職員に限る。） 2 燃料費（ガソリン、軽油、天然ガス、電気（電気自動車用）、重油（船舶用）等で、護送に使用したことを証明できる場合に限る。） 3 賃借料（車両及び船舶であって護送に使	$\frac{3}{4}$	

改 正 後					現 行					
			<p>用したことを証明できる場合に限る。)及び使用料(有料道路の通行料、護送に用いる車船料及び航空運賃であって護送に使用したことを証明できる場合に限る。)</p> <p>4 委託料(賃金(護送車船の運転者に限る。)、並びに2及び3の経費(護送に使用したことを証明できる場合に限る。))のみに限る。)</p> <p>なお、各費目ごとの積算を把握できる資料の添付がない場合は認めない。</p>						<p>用したことを証明できる場合に限る。)及び使用料(有料道路の通行料、護送に用いる車船料及び航空運賃であって護送に使用したことを証明できる場合に限る。)</p> <p>4 委託料(賃金(護送車船の運転者に限る。)、並びに2及び3の経費(護送に使用したことを証明できる場合に限る。))のみに限る。)</p> <p>なお、各費目ごとの積算を把握できる資料の添付がない場合は認めない。</p>	
精神障害者医療保護入院費	精神障害者医療保護入院費	特別措置法施行令第3条第10項の規定により支給した額 ただし、病院又は診療所へ入院して行われる医療に関わるものに限る。	特別措置法施行令第3条第1項の規定により沖縄県知事が行う医療費の支給に要する費用	$\frac{8}{10}$	精神障害者医療保護入院費	精神障害者医療保護入院費	特別措置法施行令第3条第10項の規定により支給した額 ただし、病院又は診療所へ入院して行われる医療に関わるものに限る。	特別措置法施行令第3条第1項の規定により沖縄県知事が行う医療費の支給に要する費用	$\frac{8}{10}$	
精神保健福祉センター特定相談等事業費	精神保健福祉センター特定相談等事業費	精神保健福祉センターが実施する特定相談事業等に要した経費の適正な実支出額	精神保健福祉センターの事業のうち、特定相談事業及び社会復帰促進事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費及び備品購入費	$\frac{1}{3}$	精神保健福祉センター特定相談等事業費	精神保健福祉センター特定相談等事業費	精神保健福祉センターが実施する特定相談事業等に要した経費の適正な実支出額	精神保健福祉センターの事業のうち、特定相談事業及び社会復帰促進事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費及び備品購入費	$\frac{1}{3}$	

改 正 後					現 行				
精神科救急 医療体制整 備事業費	1 連絡調 整委員会 運営事業 費	厚生労働大臣が認め た額	連絡調整委員会の開 催等に要した賃金、報 償費、旅費、需用費 (消耗品費、会議費及 び印刷製本費)、役務 費(通信運搬費)、使 用料及び賃借料	$\frac{1}{2}$	精神科救急 医療体制整 備事業費	1 連絡調 整委員会 運営事業 費	厚生労働大臣が認め た額	連絡調整委員会の開 催等に要した賃金、報 償費、旅費、需用費 (消耗品費、会議費及 び印刷製本費)、役務 費(通信運搬費)、使 用料及び賃借料	$\frac{1}{2}$
	2 精神医療 相談等事業 費 (1) 精神医 療相談事 業費	病院群輪番型又は常時対 応型医療機関以外で実施 する場合 休日 厚生労働大臣が認め た額×実施日数 夜間 厚生労働大臣が認め た額×実施日数	精神医療相談事業の 実施に必要な次に掲げ る経費 1 報酬、社会保険料 等 2 報償費、賃金 3 需用費(消耗品 費) 4 役務費(通信運搬 費) 5 使用料及び賃借料 6 委託料(上記の経 費に限る。)			2 精神医療 相談等事業 費 (1) 精神医 療相談事 業費	病院群輪番型又は常時対 応型医療機関以外で実施 する場合 休日 厚生労働大臣が認め た額×実施日数 夜間 厚生労働大臣が認め た額×実施日数	精神医療相談事業の 実施に必要な次に掲げ る経費 1 報酬、社会保険料 等 2 報償費、賃金 3 需用費(消耗品 費) 4 役務費(通信運搬 費) 5 使用料及び賃借料 6 委託料(上記の経 費に限る。)	

改 正 後			現 行		
(2) 精神科 救急情報 センター 事業費	病院群輪番型又は常時対応型医療機関以外で実施する場合 平日 厚生労働大臣が認め た額×実施日数 休日 厚生労働大臣が認め た額×実施日数 夜間 厚生労働大臣が認め た額×実施日数	精神科救急情報センターの運営に必要な次に掲げる経費 1 報酬、社会保険料等 2 報償費、賃金 3 需用費（消耗品費） 4 役務費（通信運搬費） 5 使用料及び賃借料 6 委託料（上記の経費に限る。）	(2) 精神科 救急情報 センター 事業費	病院群輪番型又は常時対応型医療機関以外で実施する場合 平日 厚生労働大臣が認め た額×実施日数 休日 厚生労働大臣が認め た額×実施日数 夜間 厚生労働大臣が認め た額×実施日数	精神科救急情報センターの運営に必要な次に掲げる経費 1 報酬、社会保険料等 2 報償費、賃金 3 需用費（消耗品費） 4 役務費（通信運搬費） 5 使用料及び賃借料 6 委託料（上記の経費に限る。）
3 移送事業費（移送関係者協力費）	8,100円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数	精神保健福祉法第34条等に基づく移送（以下「移送」という。）に係る関係者（精神保健指定医、看護師、運転手等）の協力に必要な次に掲げる経費 1 報酬、社会保険料等 2 報償費、賃金 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費） 5 関係者手当（危険手当） 6 委託料（上記の経費に限る。）	3 移送事業費（移送関係者協力費）	8,100円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数	精神保健福祉法第34条等に基づく移送（以下「移送」という。）に係る関係者（精神保健指定医、看護師、運転手等）の待機協力に必要な次に掲げる経費 1 報酬、社会保険料等 2 報償費、賃金 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費） 5 関係者手当（危険手当） 6 委託料（上記の経費に限る。）

改正後				現行			
4 精神科 救急医療 等確保事 業費 (1) 病院群 輪番型	ア 精神科救急医療圏 ごとに次により算出 された額	精神科救急医療施設 の体制確保に必要な次 に掲げる経費		4 精神科 救急医療 等確保事 業費 (1) 病院群 輪番型	ア 精神科救急医療圏ご とに次により算出され た額	精神科救急医療施設 の体制確保に必要な次 に掲げる経費	
	<p>休日 35,400円以内で厚生 労働大臣が認めた額× 実施日数</p> <p>夜間 37,700円以内で厚生 労働大臣が認めた額× 実施日数</p> <p><u>オンコール</u> <u>9,500円以内で厚生</u> <u>労働大臣が認めた額×</u> <u>実施日数</u></p> <p>イ 外来対応を併せて 行う場合は、以下の 経費を加算する。</p> <p>休日 7,620円以内で厚生 労働大臣が認めた額× 実施日数</p>	<p>1 報酬、社会保険料 等</p> <p>2 報償費、賃金</p> <p>3 患者の受入にかか る経費</p> <p>4 委託料（上記の経 費に限る。）</p>			<p>休日 35,400円以内で厚生 労働大臣が認めた額× 実施日数</p> <p>夜間 37,700円以内で厚生 労働大臣が認めた額× 実施日数</p> <p>イ 外来対応を併せて 行う場合は、以下の 経費を加算する。</p> <p>休日 7,620円以内で厚生 労働大臣が認めた額× 実施日数</p>	<p>1 報酬、社会保険料 等</p> <p>2 報償費、賃金</p> <p>3 患者の受入にかか る経費</p> <p>4 委託料（上記の経 費に限る。）</p>	

改正後		現行	
	<p>夜間 8,380円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>ウ 相談窓口及び精神科救急情報センターを設置した場合は、以下の経費を加算する。</p> <p>休日 7,620円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>夜間 8,380円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p>		
(2) 常時対応型	<p>ア 精神科救急医療圏ごとに次により算出された額</p> <p>休日 35,400円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>夜間 37,700円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p>	<p>精神科救急医療施設の体制確保に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 報酬、社会保険料等</p> <p>2 報償費、賃金</p> <p>3 患者の受入にかかる経費</p> <p>4 委託料（上記の経費に限る。）</p>	
			<p>夜間 8,380円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>ウ 相談窓口及び精神科救急情報センターを設置した場合は、以下の経費を加算する。</p> <p>休日 7,620円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>夜間 8,380円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p>
(2) 常時対応型	<p>ア 精神科救急医療圏ごとに次により算出された額</p> <p>休日 55,420円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>夜間 58,480円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p>	<p>精神科救急医療施設の体制確保に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 報酬、社会保険料等</p> <p>2 報償費、賃金</p> <p>3 患者の受入にかかる経費</p> <p>4 委託料（上記の経費に限る。）</p>	

		改 正 後		現 行		
		<p>夜間 8,380円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p><u>エ その他厚生労働大臣が必要と認めた額</u></p>				
(3) 外来対応事業	<p>精神科救急医療圏ごとに次により算出された額</p> <p>病院群輪番型又は常時対応型医療機関とは別に単独で外来対応施設を設置する場合 休日 23,000円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>夜間 25,300円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p>	<p>精神科救急医療施設の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 報酬、社会保険料等 2 報償費、賃金 3 委託料（上記の経費に限る。）</p>		(3) 外来対応事業	<p>精神科救急医療圏ごとに次により算出された額</p> <p>病院群輪番型又は常時対応型医療機関とは別に単独で外来対応施設を設置する場合 休日 23,000円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>夜間 25,300円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p>	<p>精神科救急医療施設の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 報酬、社会保険料等 2 報償費、賃金 3 委託料（上記の経費に限る。）</p>

改 正 後				現 行			
	(4) 身体合併症救急対応事業	<p>身体合併症への対応を行う施設又は消防法による搬送基準に基づいて身体合併症患者を受け入れる地域搬送受入対応施設について次により算出された額</p> <p>厚生労働大臣が認め た額×実施日数</p>	<p>身体合併症対応施設の体制確保に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報酬、社会保険料等 2 報償費、賃金 3 患者の受入にかかる経費 4 委託料（上記の経費に限る。） 		(4) 身体合併症救急対応事業	<p>身体合併症への対応を行う施設又は消防法による搬送基準に基づいて身体合併症患者を受け入れる地域搬送受入対応施設について次により算出された額</p> <p>厚生労働大臣が認め た額×実施日数</p>	<p>身体合併症対応施設の体制確保に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報酬、社会保険料等 2 報償費、賃金 3 患者の受入にかかる経費 4 委託料（上記の経費に限る。）

改正後					現行				
長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業費	長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業費	厚生労働大臣が認めた額	長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業の実施に必要な報酬、賃金、社会保険料等、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費及び光熱水料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に限る。）	定額	長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業費	長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業費	厚生労働大臣が認めた額	長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業の実施に必要な報酬、賃金、社会保険料等、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水料及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に限る。）	定額
地域自殺対策推進センター運営事業費	地域自殺対策推進センター運営事業費	厚生労働大臣が認めた額	地域自殺対策推進センター運営事業の実施に必要な報償費、報酬、賃金、社会保険料等、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に限る。） なお、既存の会議を活用する場合の経費については、議事に当該事業の内容が含まれていることを確認できるものに限る。	$\frac{1}{2}$	地域自殺予防情報センター運営事業費	地域自殺予防情報センター運営事業費	厚生労働大臣が認めた額	地域自殺予防情報センター運営事業の実施に必要な報償費、報酬、賃金、社会保険料等、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に限る。） なお、既存の会議を活用する場合の経費については、議事に当該事業の内容が含まれていることを確認できるものに限る。	$\frac{1}{2}$

改 正 後					現 行				
			<p>また、地域自殺対策推進センターの従事者に対する報償費、報酬、賃金、社会保険料等の経費については、事業実施に係る関係行政機関の「常勤職員」及び「非常勤職員のうち自殺対策専任ではない者」は補助対象外とする。</p>						
難治性精神疾患地域連携体制整備事業費	難治性精神疾患地域連携体制整備事業費	厚生労働大臣が認めた額	<p>難治性精神疾患地域連携体制整備事業の実施に必要な報償費、賃金、社会保険料等、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に限る。）</p>	$\frac{1}{2}$	難治性精神疾患地域連携体制整備事業費	難治性精神疾患地域連携体制整備事業費	厚生労働大臣が認めた額	<p>難治性精神疾患地域連携体制整備事業の実施に必要な報償費、賃金、社会保険料等、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に限る。）</p>	$\frac{1}{2}$

改正後					現行				
依存症治療拠点機関設置運営事業費	依存症治療拠点機関設置運営事業費	厚生労働大臣が認めた額	依存症治療拠点機関設置運営事業の実施に必要な報償費、賃金、社会保険料等、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に限る。）	1 2	依存症治療拠点機関設置運営事業費	依存症治療拠点機関設置運営事業費	厚生労働大臣が認めた額	依存症治療拠点機関設置運営事業の実施に必要な報償費、賃金、社会保険料等、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に限る。）	1 2
摂食障害治療支援センター設置運営事業費	摂食障害治療支援センター設置運営事業費	厚生労働大臣が認めた額	摂食障害治療支援センター設置運営事業の実施に必要な報償費、賃金、社会保険料等、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に限る。）	1 2	摂食障害治療支援センター設置運営事業費	摂食障害治療支援センター設置運営事業費	厚生労働大臣が認めた額	摂食障害治療支援センター設置運営事業の実施に必要な報償費、賃金、社会保険料等、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に限る。）	1 2
てんかん地域診療連携体制整備事業費	てんかん地域診療連携体制整備事業費	厚生労働大臣が認めた額	てんかん地域診療連携体制整備事業の実施に必要な報償費、賃金、社会保険料等、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に限る。）	1 2	てんかん地域診療連携体制整備事業費	てんかん地域診療連携体制整備事業費	厚生労働大臣が認めた額	てんかん地域診療連携体制整備事業の実施に必要な報償費、賃金、社会保険料等、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に限る。）	1 2

改正後

現行

依存症家族対策支援事業費	依存症家族対策支援事業費	厚生労働大臣が認めた額	依存症家族対策支援事業の実施に必要な報償費、賃金、社会保険料等、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に限る。）	1 2
依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業費	依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業費	厚生労働大臣が認めた額	依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業の実施に必要な報償費、賃金、社会保険料等、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に限る。）	1 2

依存症家族対策支援事業費	依存症家族対策支援事業費	厚生労働大臣が認めた額	依存症家族対策支援事業の実施に必要な報償費、賃金、社会保険料等、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に限る。）	1 2
依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業費	依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業費	厚生労働大臣が認めた額	依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業の実施に必要な報償費、賃金、社会保険料等、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に限る。）	1 2

改正後

現行

(交付の条件)

4 この国庫負担(補助)金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更については、次により行うものとする。

ア 精神障害者措置入院費負担金、精神障害者措置入院移送費負担金、麻薬中毒者措置入院費負担金、麻薬中毒者護送費負担金、精神障害者医療保護入院費補助金、精神保健対策費補助金の各負担(補助)金間での経費の配分の変更はしてはならないものとする。

イ 精神科救急医療体制整備事業費、長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業費、地域自殺対策推進センター運営事業費、難治性精神疾患地域連携体制整備事業費、依存症治療拠点機関設置運営事業費、摂食障害治療支援センター設置運営事業費、てんかん地域診療連携体制整備事業費、依存症家族対策支援事業費及び依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業費から精神保健福祉センター特定相談等事業費への経費の配分の変更は承認を要しないものとする。

ウ 精神保健福祉センター特定相談等事業費から精神科救急医療体制整備事業費、長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業費、地域自殺対策推進センター運営事業費、難治性精神疾患地域連携体制整備事業費、依存症治療拠点機関設置運営事業費、摂食障害治療支援センター設置運営事業費、てんかん地域診療連携体制整備事業費、依存症家族対策支援事業費及び依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業費への経費の配分の変更は厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

エ アからウまで以外の経費の配分の変更(それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの負担金及び補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

(6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 負担金及び補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管にあたっては、次によらなければならない。

(補助事業者が地方公共団体の場合)

(交付の条件)

4 この国庫負担(補助)金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更については、次により行うものとする。

ア 精神障害者措置入院費負担金、精神障害者措置入院移送費負担金、麻薬中毒者措置入院費負担金、麻薬中毒者護送費負担金、精神障害者医療保護入院費補助金、精神保健対策費補助金の各負担(補助)金間での経費の配分の変更はしてはならないものとする。

イ 精神科救急医療体制整備事業費、長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業費、地域自殺予防情報センター運営事業費、難治性精神疾患地域連携体制整備事業費、依存症治療拠点機関設置運営事業費、摂食障害治療支援センター設置運営事業費、てんかん地域診療連携体制整備事業費、依存症家族対策支援事業費及び依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業費から精神保健福祉センター特定相談等事業費への経費の配分の変更は承認を要しないものとする。

ウ 精神保健福祉センター特定相談等事業費から精神科救急医療体制整備事業費、長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業費、地域自殺予防情報センター運営事業費、難治性精神疾患地域連携体制整備事業費、依存症治療拠点機関設置運営事業費、摂食障害治療支援センター設置運営事業費、てんかん地域診療連携体制整備事業費、依存症家族対策支援事業費及び依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業費への経費の配分の変更は厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

エ アからウまで以外の経費の配分の変更(それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの負担金及び補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

(6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8)

改正後

負担金及び補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類をこの負担（補助）金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（補助事業者が地方公共団体以外の場合）

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（申請手続）

5 この負担金及び補助金の交付の申請は、別紙様式2の申請書を毎年度10月14日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

6 この負担金及び補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式3の変更交付申請書を毎年度1月31日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

7 厚生労働大臣は、5又は6に定める申請書が到達した日から起算して、原則として2ヶ月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（負担金及び補助金の概算払）

8 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

現 行

負担金及び補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類をこの負担（補助）金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（申請手続）

5 この負担金及び補助金の交付の申請は、別紙様式2の申請書を毎年度7月31日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

6 この負担金及び補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式3の変更交付申請書を毎年度1月31日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

7 厚生労働大臣は、5又は6に定める申請書が到達した日から起算して、原則として2ヶ月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（負担金及び補助金の概算払）

8 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

改正後	現 行
<p>(実績報告)</p> <p>9 この負担金及び補助金の事業実績報告は、翌年度5月31日までに別紙様式4の報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>(負担金及び補助金の返還)</p> <p>10 厚生労働大臣は、交付すべき負担金及び補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金及び補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>11 特別の事情により、3、5、6及び9に定める算定方法、手続によることができない場合には予め厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>	<p>(実績報告)</p> <p>9 この負担金及び補助金の事業実績報告は、翌年度5月31日までに別紙様式4の報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>(負担金及び補助金の返還)</p> <p>10 厚生労働大臣は、交付すべき負担金及び補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金及び補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>11 特別の事情により、3、5、6及び9に定める算定方法、手続によることができない場合には予め厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

改正後

現行

別紙様式1

別紙様式1

平成 年度

平成 年度

精神保健費等国庫負担(補助)金調査

精神保健費等国庫負担(補助)金調査

厚生労働省所管

(地方公共団体)

厚生労働省所管

(地方公共団体)

国			地方公共団体								備考
歳出 予算科目	交付 決定の額	補助 率	歳入				歳出				
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	55国庫負担 (補助)金 相当額	支出済額	55国庫負担 (補助)金 相当額	
(項) 障害 保健福祉費											
(目) 精神 障害者福祉 入院費負担 金											
(目) 精神 障害者福祉 入院移送費 負担金											
(目) 精神 障害者医療 費国庫負担 補助金											
(目) 精神 保健対策費 補助金											
(項) 障害 - 寛せい病 等対策費											
(目) 障害 中等者福祉 入院費負担 金											
(目) 障害 中等者福祉 費負担金											

国			地方公共団体								備考
歳出 予算科目	交付 決定の額	補助 率	歳入				歳出				
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	55国庫負担 (補助)金 相当額	支出済額	55国庫負担 (補助)金 相当額	
(項) 障害 保健福祉費											
(目) 精神 障害者福祉 入院費負担 金											
(目) 精神 障害者福祉 入院移送費 負担金											
(目) 精神 障害者医療 費国庫負担 補助金											
(目) 精神 保健対策費 補助金											
(項) 障害 - 寛せい病 等対策費											
(目) 障害 中等者福祉 入院費負担 金											
(目) 障害 中等者福祉 費負担金											

- (注) 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること。
 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
 3 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

- (注) 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること。
 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
 3 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

改正後

現行

別紙様式2

別紙様式2

番 号
平成 年 月 日

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

都道府県知事、指定都市市長
又は法人及び代表者 ○ ○ ○ ○ 印

都道府県知事、指定都市市長又は中核市長 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年度精神保健費等国庫負担(補助)金の
交付申請について

平成 年度精神保健費等国庫負担(補助)金の
交付申請について

標記について、次により国庫負担(補助)金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

標記について、次により国庫負担(補助)金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請額金 円

1 申請額金 円

2 経費所要額調 (別紙(1)のとおり)

2 経費所要額調 (別紙(1)のとおり)

3 事業計画書 (別紙(2)のとおり)

3 事業計画書 (別紙(2)のとおり)

4 添付書類

4 添付書類

(1) 平成〇〇年度歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

(1) 平成〇〇年度歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

(注) 予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

(注) 予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

(2) その他参考となる書類

(2) その他参考となる書類

改正後

現行

別紙(2)

別紙(2)

事業計画書

事業計画書

1 精神障害者措置入院患者数、医療費及び移送執行計画

1 精神障害者措置入院患者数、医療費及び移送執行計画

前年度末 措置患者数 (前年度 2月末)	本年度末 措置患者数 (本年度 2月末)	本年度平均 措置患者数	医療費(3月~2月)				患者移送費(4月~3月)			合計額
			支払件数	延日数	1床1日額	金額	対象人員	1床1日額	金額	
人	人	人	件	日	円	円	人	円	円	円

前年度末 措置患者数 (前年度 2月末)	本年度末 措置患者数 (本年度 2月末)	本年度平均 措置患者数	医療費(3月~2月)				患者移送費(4月~3月)			合計額
			支払件数	延日数	1床1日額	金額	対象人員	1床1日額	金額	
人	人	人	件	日	円	円	人	円	円	円

(注) 医療費については診療月ベース、移送費については移送事例発生月ベースで記載すること。

(注) 医療費については診療月ベース、移送費については移送事例発生月ベースで記載すること。

改正後

現行

2 精神障害者医療保護入院費執行計画（特別措置分）

2 精神障害者医療保護入院費執行計画（特別措置分）

区分	前年度末 医療保護入 院者数等	本年度末 医療保護入 院者数等	本年度平均 医療保護入 院者数等	医療費（3月～2月）			
				支払件数	延日数	1件当たり単価	金額
被 用 者 保 険	本人 人	人	人	件	日	円	円
	家族						
国保							
保険未加入者							
後期高齢者医療制度							
計							

区分	前年度末 医療保護入 院者数等	本年度末 医療保護入 院者数等	本年度平均 医療保護入 院者数等	医療費（3月～2月）			
				支払件数	延日数	1件当たり単価	金額
被 用 者 保 険	本人 人	人	人	件	日	円	円
	家族						
国保							
保険未加入者							
後期高齢者医療制度							
計							

改正後

3 精神保健福祉センター事業計画

区 分	相談実施予定回数	研修等実施予定回数
1 特定相談事業	回	回
アルコール関連問題		
思春期精神保健		
2 社会復帰促進事業		
3 その他		
計		

現 行

3 精神保健福祉センター事業計画

区 分	相談実施予定及び回数	研修等実施予定日及び回数
1 特定相談事業	回	日
アルコール関連問題		
思春期精神保健		
2 社会復帰促進事業		
3 その他		
計		

改正後

現行

5 精神科救急医療体制整備事業計画

(1) 連絡調整委員会運営事業

連絡調整会議 開催回数	回/年	構成機関	
----------------	-----	------	--

(2) 精神医療相談等事業

ア 精神医療相談事業

	相談機関（窓口）	対応時間帯	実施日数	相談員の数
平日			日	人
休日			日	人
夜間			日	人
精神医療相談窓口の 周知方法				

イ 精神科救急情報センター事業

	設置（対応）場所	対応時間帯	実施日数	対応職員数
平日			日	人
休日			日	人
夜間			日	人

5 精神科救急医療体制整備事業計画

(1) 連絡調整委員会運営事業

連絡調整会議 開催回数	回/年	構成機関	
----------------	-----	------	--

(2) 精神医療相談等事業

ア 精神医療相談事業

	相談機関（窓口）	対応時間帯	実施日数	相談員の数
平日			日	人
休日			日	人
夜間			日	人
精神医療相談窓口の 周知方法				

イ 精神科救急情報センター事業

	設置（対応）場所	対応時間帯	実施日数	対応職員数
平日			日	人
休日			日	人
夜間			日	人

改正後

(3) 移送事業

	関係者協力日数	移送出動回数		
		移送実施回数	不搬送回数	
平日	日	回	回	回
休日	日	回	回	回
夜間	日	回	回	回

現行

(3) 移送事業

	関係者協力日数	移送出動回数		
		移送実施回数	不搬送回数	
平日	日	回	回	回
休日	日	回	回	回
夜間	日	回	回	回

改正後

現行

(4) 精神科救急医療等確保事業

精神科救急医療圏域数	圏域
------------	----

	区分	()	()	()	()	()	備考
	医療施設名						
圏域	救急医療 確保体制	休日 夜間	日 日	日 日	日 日	日 日	

	区分	()	()	()	()	()	備考
	医療施設名						
圏域	救急医療 確保体制	休日 夜間	日 日	日 日	日 日	日 日	

	区分	()	()	()	()	()	備考
	医療施設名						
圏域	救急医療 確保体制	休日 夜間	日 日	日 日	日 日	日 日	

※区分欄には「病院群輪番型」、「常時対応型」、「病院群輪番型(オンコール)」、「常時対応型(オンコール)」、「外来対応」、「身体合併」、「地域受入」のいずれかを記入すること。(外来対応加算、相談窓口等設置加算がある場合は、区分の上段()にその旨を記載。相談窓口等設置加算の場合は、「相談窓口」、「救急情報センター」、「窓口・センター」のいずれかの種類を記載。)
 ※「病院群輪番型」又は「常時対応型」であって、「身体合併」又は「地域受入」の医療施設がある場合は、それぞれの区分毎の体制を記載すること。
 ※「常時対応型」であって、「平日」の対応がある場合は、体制を記載すること。

(4) 精神科救急医療等確保事業

精神科救急医療圏域数	圏域
------------	----

	区分	()	()	()	()	()	備考
	医療施設名						
圏域	救急医療 確保体制	休日 夜間	日 日	日 日	日 日	日 日	

	区分	()	()	()	()	()	備考
	医療施設名						
圏域	救急医療 確保体制	休日 夜間	日 日	日 日	日 日	日 日	

	区分	()	()	()	()	()	備考
	医療施設名						
圏域	救急医療 確保体制	休日 夜間	日 日	日 日	日 日	日 日	

※区分欄には「病院群輪番型」、「常時対応型」、「外来対応」、「身体合併」、「地域受入」のいずれかを記入すること。(外来対応加算、相談窓口等設置加算がある場合は、区分の上段()にその旨を記載。相談窓口等設置加算の場合は、「相談窓口」、「救急情報センター」、「窓口・センター」のいずれかの種類を記載。)
 ※「病院群輪番型」又は「常時対応型」であって、「身体合併」又は「地域受入」の医療施設がある場合は、それぞれの区分毎の体制を記載すること。
 ※「常時対応型」であって、「平日」の対応がある場合は、体制を記載すること。

改正後

6 長期入院精神障害者地域移行総合の推進体制検証事業計画

事業実施予定者（運営主体） ※法人名等を記載（行政機関が直接実施する場合も含む。）

(1) 地域移行推進連携会議

構成機関名	
回数	議題等
第 回	
第 回	
コーディネーター 活動内容	

(2) 精神科病院職員に対する研修

実施回数	対象者（職種・人数）

(3) 退院支援プログラム
ア 体験談プログラム

実施回数	実施箇所数

現 行

6 長期入院精神障害者地域移行総合の推進体制検証事業計画

事業実施予定者（運営主体） ※法人名等を記載（行政機関が直接実施する場合も含む。）

(1) 地域移行推進連携会議

構成機関名	
回数	議題等
第 回	
第 回	
コーディネーター 活動内容	

(2) 精神科病院職員に対する研修

実施回数	対象者（職種・人数）

(3) 退院支援プログラム
ア 体験談プログラム

実施回数	実施箇所数

改正後

現行

イ 事業所体験プログラム

実施回数	実施箇所数

イ 事業所体験プログラム

実施回数	実施箇所数

ウ その他入院中の精神障害者に対する退院意欲喚起に向けた支援

実施回数	実施箇所数

ウ その他入院中の精神障害者に対する退院意欲喚起に向けた支援

実施回数	実施箇所数

(4) スーパーバイザーの派遣

実施回数	派遣先箇所数

(4) スーパーバイザーの派遣

実施回数	派遣先箇所数

(5) その他

事業名	事業概要

(5) その他

事業名	事業概要

改正後

7 地域自殺対策推進センター運営事業計画

ア 設置機関

センター名：

設置機関：

イ 人員配置状況

(ア) 地域における自殺の実態把握（相談支援等を含む）担当者（人数： 人）

資格	担当者名	常勤・非常勤、専任・併任の別

(イ) 自殺対策連携推進員（人数： 人）

資格	担当者名	常勤・非常勤、専任・併任の別

(ウ) 自殺対策に係る情報の収集・分析、自殺対策計画策定担当者（人数： 人）

資格	担当者名	常勤・非常勤、専任・併任の別

ウ 情報の収集等

(ア) 地域における自殺の実態把握の計画内容

(イ) 自殺対策計画に基づき実施する事業等に関する情報の分析及び提供等の計画内容

現 行

7 地域自殺予防情報センター運営事業計画

ア 設置機関

イ 相談支援

(ア) 自殺対策専門相談員（人数： 人）

資格	常勤・非常勤の別
資格：	
資格：	常勤・非常勤の別：

ウ 連絡調整会議

(ア) 自殺対策連携推進員（人数： 人）

資格	常勤・非常勤の別
資格：	
資格：	常勤・非常勤の別：

(イ) 会議メンバー

氏名	職名

(ウ) 開催回数

回

改正後

現行

エ 連絡調整会議

(ア) 連絡調整会議メンバー

氏名	職名

(イ) 開催回数

回

(ウ) 管内関係機関・地域ボランティア等との連携計画内容

オ 人材育成研修

受講者数	研修内容
人	

カ 委託について（委託のある場合）

委託先名称	委託内容

エ 人材育成研修

受講者数	研修内容
人	

オ 委託について（委託のある場合）

委託先名称	委託内容

改正後

8 難治性精神疾患地域連携体制整備事業計画

(1) 連携会議

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
出席者数	
出席者構成(職種・ 所属別人数等)	
会議内容 (議題等)	

(2) 先行事例研修

ア アドバイザー招聘による研修

開催場所 (医療機関名等)	
アドバイザー(講師 予定人数・所属等)	
開催回数 (開催時期)	
参加者数	
参加者構成(職種・ 所属別人数等)	
研修内容(プログラム ・時間数等)	

現 行

8 難治性精神疾患地域連携体制整備事業計画

(1) 連携会議

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
出席者数	
出席者構成(職種・ 所属別人数等)	
会議内容 (議題等)	

(2) 先行事例研修

ア アドバイザー招聘による研修

開催場所 (医療機関名等)	
アドバイザー(講師 予定人数・所属等)	
開催回数 (開催時期)	
参加者数	
参加者構成(職種・ 所属別人数等)	
研修内容(プログラム ・時間数等)	

改正後

現行

イ 職員派遣による研修

開催場所 (医療機関名等)	
講師 (人数・所属等)	
開催回数 (開催時期)	
参加者数	
参加者構成(職種・ 所属別人数等)	
研修内容(プログラム ・時間数等)	

(3) ネットワーク概要

コア医療機関名	
ネットワーク構成 医療機関名	
ネットワークによる連携治療内容	

イ 職員派遣による研修

開催場所 (医療機関名等)	
講師 (人数・所属等)	
開催回数 (開催時期)	
参加者数	
参加者構成(職種・ 所属別人数等)	
研修内容(プログラム ・時間数等)	

(3) ネットワーク概要

コア医療機関名	
ネットワーク構成 医療機関名	
ネットワークによる連携治療内容	

改正後

9 依存症治療拠点機関設置運営事業計画

(1) 依存症対策推進協議会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容 (議題等)	

(2) 依存症治療拠点機関設置運営事業

ア 依存症治療拠点機関の名称及び所在地

--

イ 事業計画

事業名	実施期間もしくは回数	実施場所
事業内容		

※事業概要がわかる資料を添付すること。

ウ 依存症治療支援コーディネーター

人数	職種

現行

9 依存症治療拠点機関設置運営事業計画

(1) 依存症対策推進協議会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容 (議題等)	

(2) 依存症治療拠点機関設置運営事業

ア 依存症治療拠点機関の名称及び所在地

--

イ 事業計画

事業名	実施期間もしくは回数	実施場所
事業内容		

※事業概要がわかる資料を添付すること。

ウ 依存症治療支援コーディネーター

人数	職種

改正後

10 摂食障害治療支援センター設置運営事業計画

(1) 摂食障害対策推進協議会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容 (議題等)	

(2) 摂食障害治療支援センター設置運営事業

ア 摂食障害治療支援センターの名称及び所在地

--

イ 事業計画

事業名	実施期間もしくは回数	実施場所
事業内容		

※事業概要がわかる資料を添付すること。

ウ 摂食障害治療支援コーディネーター

人数		職種	
----	--	----	--

現行

10 摂食障害治療支援センター設置運営事業計画

(1) 摂食障害対策推進協議会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容 (議題等)	

(2) 摂食障害治療支援センター設置運営事業

ア 摂食障害治療支援センターの名称及び所在地

--

イ 事業計画

事業名	実施期間もしくは回数	実施場所
事業内容		

※事業概要がわかる資料を添付すること。

ウ 摂食障害治療支援コーディネーター

人数		職種	
----	--	----	--

改正後

1 1 てんかん地域診療連携体制整備事業計画

(1) てんかん治療医療連携協議会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容 (議題等)	

(2) てんかん地域診療連携体制整備事業

ア てんかん診療拠点機関の名称及び所在地

--

イ 事業計画

事業名	実施期間もしくは回数	実施場所
事業内容		

※事業概要がわかる資料を添付すること。

ウ てんかん診療支援コーディネーター

人数	職種

(3) てんかん治療医療連携研修

実施期間	実施場所
対象者	参加人数
概要	

現 行

1 1 てんかん地域診療連携体制整備事業計画

(1) てんかん治療医療連携協議会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容 (議題等)	

(2) てんかん地域診療連携体制整備事業

ア てんかん診療拠点機関の名称及び所在地

--

イ 事業計画

事業名	実施期間もしくは回数	実施場所
事業内容		

※事業概要がわかる資料を添付すること。

ウ てんかん診療支援コーディネーター

人数	職種

(3) てんかん治療医療連携研修

実施期間	実施場所
対象者	参加人数
概要	

改正後

12 依存症家族対策支援事業計画

(1) 企画委員会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容 (議題等)	

(2) 依存症者の家族に対する認知行動療法を用いた心理教育プログラムの実施

実施期間		実施場所	
回数		参加人数	
概要			

(3) 家族相談員

人数		職種	
----	--	----	--

13 依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業計画

実施期間		実施場所	
回数		参加人数	
概要			

現 行

12 依存症家族対策支援事業計画

(1) 企画委員会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容 (議題等)	

(2) 依存症者の家族に対する認知行動療法を用いた心理教育プログラムの実施

実施期間		実施場所	
回数		参加人数	
概要			

(3) 家族相談員

人数		職種	
----	--	----	--

13 依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業計画

実施期間		実施場所	
回数		参加人数	
概要			

改正後

現行

所要額明細

精神障害者措置入院移送費所要額内訳

所要額明細

精神障害者措置入院移送費所要額内訳

種 目	対 象 経 費 支 出 予 定 額		
	員 数	単 価	金 額
1 職員旅費		円	円
2 燃料費			
①ガソリン			
②軽油			
③天然ガス			
④電気			
⑤重油			
3 賃借料及び使用料			
①賃借料			
A 車両	台		
B 船舶	隻		
②使用料			
A 有料道路通行料	回		
B 移送に用いる車船料及び航空運賃	回		
4 委託料			
①賃 金（移送車船の運転者）			
②燃料費			
③賃借料及び使用料			
合 計			

種 目	対 象 経 費 支 出 予 定 額		
	員 数	単 価	金 額
1 職員旅費		円	円
2 燃料費			
①ガソリン			
②軽油			
③天然ガス			
④電気			
⑤重油			
3 賃借料及び使用料			
①賃借料			
A 車両	台		
B 船舶	隻		
②使用料			
A 有料道路通行料	回		
B 移送に用いる車船料及び航空運賃	回		
4 委託料			
①賃 金（移送車船の運転者）			
②燃料費			
③賃借料及び使用料			
合 計			

(注) 3①及び4の支出費目については見積書、契約書等の積算資料を添付すること。

(注) 3①及び4の支出費目については見積書、契約書等の積算資料を添付すること。

改正後

現行

麻薬中毒者護送費所要額内訳

麻薬中毒者護送費所要額内訳

種 目	対 象 経 費 支 出 予 定 額		
	員 数	単 価	金 額
1 職員旅費		円	円
2 燃料費			
①ガソリン			
②軽油			
③天然ガス			
④電気			
⑤重油			
3 賃借料及び使用料			
①賃借料			
A 車両	台		
B 船舶	隻		
②使用料			
A 有料道路通行料	回		
B 護送に用いる車船料及び航空運賃	回		
4 委託料			
①賃 金（護送車船の運転者）			
②燃料費			
③賃借料及び使用料			
合 計			

種 目	対 象 経 費 支 出 予 定 額		
	員 数	単 価	金 額
1 職員旅費		円	円
2 燃料費			
①ガソリン			
②軽油			
③天然ガス			
④電気			
⑤重油			
3 賃借料及び使用料			
①賃借料			
A 車両	台		
B 船舶	隻		
②使用料			
A 有料道路通行料	回		
B 護送に用いる車船料及び航空運賃	回		
4 委託料			
①賃 金（護送車船の運転者）			
②燃料費			
③賃借料及び使用料			
合 計			

(注) 3①及び4の支出費目については見積書、契約書等の積算資料を添付すること。

(注) 3①及び4の支出費目については見積書、契約書等の積算資料を添付すること。

改正後

精神保健福祉センター特定相談等事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
(特定相談事業)						
報 酬						
賃 借 費						
旅 用 費						
需 務 費						
役 務 費						
委 託 料						
使用料及び賃借料						
原 材 料 費						
備 品 購 入 費						
(社会復帰促進事業)						
報 酬						
賃 借 費						
旅 用 費						
需 務 費						
役 務 費						
委 託 料						
使用料及び賃借料						
原 材 料 費						
備 品 購 入 費						
合 計						

(注) 各事業の各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

現 行

精神保健福祉センター特定相談等事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
(特定相談事業)						
報 酬						
賃 借 費						
旅 用 費						
需 務 費						
役 務 費						
委 託 料						
使用料及び賃借料						
原 材 料 費						
備 品 購 入 費						
(社会復帰促進事業)						
報 酬						
賃 借 費						
旅 用 費						
需 務 費						
役 務 費						
委 託 料						
使用料及び賃借料						
原 材 料 費						
備 品 購 入 費						
合 計						

(注) 各事業の各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正後							現行						
精神科救急医療体制整備事業費（連絡調整委員会運営事業費）所要額内訳							精神科救急医療体制整備事業費（連絡調整委員会運営事業費）所要額内訳						
種目	対象経費支出予定額			基準額			種目	対象経費支出予定額			基準額		
	員数	単価	金額	員数	単価	金額		員数	単価	金額	員数	単価	金額
		円	円		円	円			円	円		円	円
連絡調整委員会運営事業費							連絡調整委員会運営事業費						
賃報旅需	賃	費					賃報旅需	賃	費				
消費	用	費					消費	用	費				
会刷	議	費					会刷	議	費				
印製	本	費					印製	本	費				
役務	費						役務	費					
通信運搬	費						通信運搬	費					
使用料及び賃借料							使用料及び賃借料						
合計							合計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正後

精神科救急医療体制整備事業費（精神医療相談等事業費）所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
精神医療相談等事業費		円	円		円	円
1. 精神医療相談事業費						
報 酬 等						
社 会 保 険 料						
報 償 費						
賃 金						
需用費（消耗品費）					休日	
役務費（通信運搬費）					日	
使用料及び賃借料					夜間	
委託料					日	
2. 精神科救急情報センター事業費						
報 酬 等						
社 会 保 険 料					平日	
報 償 費					日	
賃 金					休日	
需用費（消耗品費）					日	
役務費（通信運搬費）					夜間	
使用料及び賃借料					日	
委託料						
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

現 行

精神科救急医療体制整備事業費（精神医療相談等事業費）所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
精神医療相談等事業費		円	円		円	円
1. 精神医療相談事業費						
報 酬 等						
社 会 保 険 料						
報 償 費						
賃 金						
需用費（消耗品費）					休日	
役務費（通信運搬費）					日	
使用料及び賃借料					夜間	
委託料					日	
2. 精神科救急情報センター事業費						
報 酬 等						
社 会 保 険 料					平日	
報 償 費					日	
賃 金					休日	
需用費（消耗品費）					日	
役務費（通信運搬費）					夜間	
使用料及び賃借料					日	
委託料						
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正後

現行

精神科救急医療体制整備事業費（移送事業費（移送関係者協力費））所要額内訳

精神科救急医療体制整備事業費（移送事業費（移送関係者協力費））所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
移送事業費（移送関係者協力費）		円	円	日	円	円
報 酬 社 会 保 險 料 報 償 費 實 旅 費 需 用 品 費 燃 料 費 関 係 者 手 当 危 険 託 手 料 委 託 料						
合 計						

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
移送事業費（移送関係者協力費）		円	円	日	円	円
報 酬 社 会 保 險 料 報 償 費 實 旅 費 需 用 品 費 燃 料 費 関 係 者 手 当 危 険 託 手 料 委 託 料						
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正後							現行						
精神科救急医療体制整備事業費（精神科救急医療等確保事業費）所要額内訳							精神科救急医療体制整備事業費（精神科救急医療等確保事業費）所要額内訳						
種目	対象経費支出予定額			基準額			種目	対象経費支出予定額			基準額		
	員数	単価	金額	員数	単価	金額		員数	単価	金額	員数	単価	金額
		円	円		円	円			円	円		円	円
精神科救急医療等確保事業費							精神科救急医療等確保事業費						
1. 病院群輪番型							1. 病院群輪番型						
圏域数 圏域施設数				休日			圏域数 圏域施設数				休日		
報 社 報 賃 質 体 委 社 会 保 險 料 等 報 賃 質 体 委 制 確 保 経 費 料 託 料				日間	夜間	オンコ ール	報 社 報 賃 質 体 委 社 会 保 險 料 等 報 賃 質 体 委 制 確 保 経 費 料 託 料				日間	夜間	オンコ ール
※ 外来対応加算分				※ 休日			※ 外来対応加算分				※ 休日		
※ 相談窓口・精神科救急 情報センター設置加算分				※ 休日			※ 相談窓口・精神科救急 情報センター設置加算分				※ 休日		
2. 常時対応型				休日			2. 常時対応型				休日		
圏域数 圏域施設数				日間	夜間	オンコ ール	圏域数 圏域施設数				日間	夜間	オンコ ール
報 社 報 賃 質 体 委 社 会 保 險 料 等 報 賃 質 体 委 制 確 保 経 費 料 託 料				日間	夜間	オンコ ール	報 社 報 賃 質 体 委 社 会 保 險 料 等 報 賃 質 体 委 制 確 保 経 費 料 託 料				日間	夜間	オンコ ール

改正後							現行						
※ 外来対応加算分					※ 休日 日		※ 外来対応加算分					※ 休日 日	
					夜間 日							夜間 日	
※ 相談窓口・精神科救急 情報センター設置加算分					※ 平日 日		※ 相談窓口・精神科救急 情報センター設置加算分					※ 平日 日	
					休日 日							休日 日	
					夜間 日							夜間 日	
※ その他													
合計							合計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

精神科救急医療体制整備事業費（外来対応事業費）所要額内訳

精神科救急医療体制整備事業費（外来対応事業費）所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
外来対応事業 圏域数 圏域 施設数 施設		円	円		円	円
報 社 報 質 委 社 会 保 険 料 報 償 費 金 質 託 料				日 日	休日 夜間	
合計						

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
外来対応事業 圏域数 圏域 施設数 施設		円	円		円	円
報 社 報 質 委 社 会 保 険 料 報 償 費 金 質 託 料				日 日	休日 夜間	
合計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正後

精神科救急医療体制整備事業費（身体合併症対応事業費）所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
身体合併症救急対応事業 （身体合併症対応施設又は地 域搬送受入対応施設） 施設数 施設 報 酬 社 会 保 険 料 等 報 償 費 金 質 体 制 確 保 経 費 料 委 託		円	円		円	円
				日	休日	
				日	夜間	
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

現 行

精神科救急医療体制整備事業費（身体合併症対応事業費）所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
身体合併症救急対応事業 （身体合併症対応施設又は地 域搬送受入対応施設） 施設数 施設 報 酬 社 会 保 険 料 等 報 償 費 金 質 体 制 確 保 経 費 料 委 託		円	円		円	円
				日	休日	
				日	夜間	
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正後						
長期入院精神障害者地域移行総合の推進体制検証事業費所要額内訳						
種目	対象経費支出予定額			基準額		
	員数	単価	金額	員数	単価	金額
長期入院精神障害者地域移行総合の推進体制検証事業費		円	円		円	円
報賃社 社会保 報険料 旅償 需 用 品費 消燃会 料 刷製本 光熱水 修繕費 役務搬 通運敷 手数料 保険告 広料 委 使用料及 託賃借料						
合計						

※委託料については委託内容のわかる資料（様式任意）を添付すること。

現行						
長期入院精神障害者地域移行総合の推進体制検証事業費所要額内訳						
種目	対象経費支出予定額			基準額		
	員数	単価	金額	員数	単価	金額
長期入院精神障害者地域移行総合の推進体制検証事業費		円	円		円	円
報賃社 社会保 報険料 旅償 需 用 品費 消燃会 料 刷製本 光熱水 修繕費 役務搬 通運敷 手数料 保険告 広料 委 使用料及 託賃借料						
合計						

※委託料については委託内容のわかる資料（様式任意）を添付すること。

改正後

地域自殺対策推進センター運営事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
地域自殺対策推進センター 運営事業費						
報 償 費 報 酬 金 賃 料 等 社 会 保 険 料 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 本 費 通 信 運 搬 費 広 告 費 使 用 料 及 び 賃 借 料 委 託 料						
合 計						

現 行

地域自殺予防情報センター運営事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
地域自殺予防情報センター 運営事業費						
報 償 費 報 酬 金 賃 料 等 社 会 保 険 料 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 本 費 通 信 運 搬 費 広 告 費 使 用 料 及 び 賃 借 料 委 託 料						
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正後

現行

難治性精神疾患地域連携体制整備事業費所要額内訳

難治性精神疾患地域連携体制整備事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
難治性精神疾患地域連携体制整備事業費						
1. 医療機関間の連携会議の開催						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 需 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 使用料及び賃借料 委 託 料						
2. 先行事例研修会						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 需 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 使用料及び賃借料 委 託 料						

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
難治性精神疾患地域連携体制整備事業費						
1. 医療機関間の連携会議の開催						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 需 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 使用料及び賃借料 委 託 料						
2. 先行事例研修会						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 需 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 使用料及び賃借料 委 託 料						

改正後

現行

3. コア医療機関の体制整備

報償費
 社会保険料等
 旅需用費
 消耗品費
 会議費
 印刷製本費
 役務費
 通信運搬費
 使用料及び賃借料
 委託料

3. コア医療機関の体制整備

報償費
 社会保険料等
 旅需用費
 消耗品費
 会議費
 印刷製本費
 役務費
 通信運搬費
 使用料及び賃借料
 委託料

合計

合計

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正後

現行

依存症治療拠点機関設置運営事業費所要額内訳

依存症治療拠点機関設置運営事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
依存症治療拠点機関設置運営事業費						
1. 依存症対策推進協議会						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 用 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料						
2. 依存症治療拠点機関設置運営事業						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 用 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料						

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
依存症治療拠点機関設置運営事業費						
1. 依存症対策推進協議会						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 用 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料						
2. 依存症治療拠点機関設置運営事業						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 用 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料						

改正後

現行

3. 依存症治療支援コーディネーター

報償費
 社会保険料等
 旅需用費
 消耗品費
 会議費
 印刷製本費
 役員使用料及び賃借料
 委託料

3. 依存症治療支援コーディネーター

報償費
 社会保険料等
 旅需用費
 消耗品費
 会議費
 印刷製本費
 役員使用料及び賃借料
 委託料

合計

合計

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正後							現行						
摂食障害治療支援センター設置運営事業費所要額内訳							摂食障害治療支援センター設置運営事業費所要額内訳						
種目	対象経費支出予定額			基準額			種目	対象経費支出予定額			基準額		
	員数	単価	金額	員数	単価	金額		員数	単価	金額	員数	単価	金額
		円	円		円	円			円	円		円	円
摂食障害治療支援センター設置運営事業費							摂食障害治療支援センター設置運営事業費						
1. 摂食障害対策推進協議会							1. 摂食障害対策推進協議会						
報償費							報償費						
社会保険料等							社会保険料等						
旅需用費							旅需用費						
消耗品費							消耗品費						
会議費							会議費						
印刷製本費							印刷製本費						
役員業務費							役員業務費						
使用料及び賃借料							使用料及び賃借料						
委託料							委託料						
2. 摂食障害治療支援センター設置運営事業							2. 摂食障害治療支援センター設置運営事業						
報償費							報償費						
社会保険料等							社会保険料等						
旅需用費							旅需用費						
消耗品費							消耗品費						
会議費							会議費						
印刷製本費							印刷製本費						
役員業務費							役員業務費						
使用料及び賃借料							使用料及び賃借料						
委託料							委託料						

改正後

現行

3. 摂食障害治療支援コーディネーター

報償費
 賃金等
 社会保険料
 旅需用費
 消耗品費
 会議費
 印刷製本費
 役務費
 使用料及び賃借料
 委託料

3. 摂食障害治療支援コーディネーター

報償費
 賃金等
 社会保険料
 旅需用費
 消耗品費
 会議費
 印刷製本費
 役務費
 使用料及び賃借料
 委託料

合計

合計

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正後

現行

てんかん地域診療連携体制整備事業費所要額内訳

てんかん地域診療連携体制整備事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
てんかん地域診療連携体制整備事業費						
1. てんかん治療医療連携協議会						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 需 用 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料						
2. てんかん地域診療連携体制整備事業						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 需 用 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料						

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
てんかん地域診療連携体制整備事業費						
1. てんかん治療医療連携協議会						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 需 用 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料						
2. てんかん地域診療連携体制整備事業						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 需 用 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料						

改正後

現行

3. てんかん治療医療連携研修

報償費
 社会保険料等
 旅需用費
 消耗品費
 会議費
 印刷製本費
 役員業務費
 使用料及び賃借料
 委託料

合計

3. てんかん治療医療連携研修

報償費
 社会保険料等
 旅需用費
 消耗品費
 会議費
 印刷製本費
 役員業務費
 使用料及び賃借料
 委託料

合計

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正後

依存症家族対策支援事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
依存症家族対策支援事業費						
1. 企画委員会						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 用 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料						
2. 依存症者の家族に対する 認知行動療法を用いた心 理教育プログラムの実施						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 用 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料						

現 行

依存症家族対策支援事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
依存症家族対策支援事業費						
1. 企画委員会						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 用 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料						
2. 依存症者の家族に対する 認知行動療法を用いた心 理教育プログラムの実施						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 用 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料						

改正後

現行

3. 家族相談員

報償費
 賃金等
 社会保険料
 旅需用費
 消耗品費
 会議費
 印刷製本費
 役務費
 使用料及び賃借料
 委託料

3. 家族相談員

報償費
 賃金等
 社会保険料
 旅需用費
 消耗品費
 会議費
 印刷製本費
 役務費
 使用料及び賃借料
 委託料

合計

合計

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正後							現行						
依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業費所要額内訳							依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業費所要額内訳						
種目	対象経費支出予定額			基準額			種目	対象経費支出予定額			基準額		
	員数	単価	金額	員数	単価	金額		員数	単価	金額	員数	単価	金額
報償費 社会保険料等 旅需用費 消耗品費 会議費 印刷製本費 役員業務費 使用料及び賃借料 委託料		円	円		円	円	報償費 社会保険料等 旅需用費 消耗品費 会議費 印刷製本費 役員業務費 使用料及び賃借料 委託料		円	円		円	円
合計							合計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正後

現行

別紙様式3

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

都道府県知事、指定都市市長
又は 法人及び代表者 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年度精神保健費等国庫負担(補助)金の
交付額変更申請について

平成 年 月 日第 号をもって交付を受けた 標記 国庫負担(補助)金について、次のとおり交付額を変更して交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請額			
変更後の所要額	金		円
既交付決定額	金		円
今回所要額	金		円

2 経費所要額調

3 事業計画書

4 添付書類

- (1) 平成〇〇年度歳入歳出予算書(又は見込書)抄本
(注) 予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。
- (2) その他参考となる書類
(注) 3については当初申請の様式に準じて変更部分のみ作成すること。

別紙様式3

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

都道府県知事、指定都市市長又は 中核市長 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年度精神保健費等国庫負担(補助)金の
交付額変更申請について

平成 年 月 日第 号をもって交付を受けた国庫負担(補助)金について、次のとおり交付額を変更して交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請額			
変更後の所要額	金		円
既交付決定額	金		円
今回所要額	金		円

2 経費所要額調

3 事業計画書

4 添付書類

- (1) 平成〇〇年度歳入歳出予算書(又は見込書)抄本
(注) 予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。
- (2) その他参考となる書類
(注) 3については当初申請の様式に準じて変更部分のみ作成すること。

改正後

現行

別紙様式4

別紙様式4

番 号
平成 年 月 日

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

都道府県知事、指定都市市長
又は法人及び代表者 ○ ○ ○ ○ 印

都道府県知事、指定都市市長又は中核市長 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年度精神保健費等国庫負担(補助)金の
事業実績報告について

平成 年度精神保健費等国庫負担(補助)金の
事業実績報告について

平成 年 月 日第 号をもって交付を受けた平成 年度精神保健費等国庫負担
(補助)金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

平成 年 月 日第 号をもって交付を受けた平成 年度精神保健費等国庫負担
(補助)金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

1 精 算 額 金 円

1 精 算 額 金 円

2 経費所要額精算書 (別紙(1)のとおり)

2 経費所要額精算書 (別紙(1)のとおり)

3 事業実績報告 (別紙(2)のとおり)

3 事業実績報告 (別紙(2)のとおり)

4 添付書類

4 添付書類

- (1) 平成〇〇年度歳入歳出決算書(又は見込書)抄本
(注) 決算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。
- (2) その他参考となる書類

- (1) 平成〇〇年度歳入歳出決算書(又は見込書)抄本
(注) 決算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。
- (2) その他参考となる書類

改正後

現行

別紙(1)

経費所要額精算調

(単位:円)

区分	総事業費	寄附金 その他の 収入額	差引額	対象経 費支出 済額	基準額	選定額 (C,D,E のいず れか少 ない額)	費用率 取額	国庫負担 (補助) 基本額	国庫負担 (補助)所 要額(H× 補助率)	交付 決定額	受入額	差引 過△不足 額	備考	
	A	B	A-B=C	D	E	F	G	F-G=H	I	J	K	K-I=L		
負担金	精神障害者福祉人材育成基金													
	精神障害者福祉人材育成基金													
	障害中等学級福祉人材育成基金													
	障害中等学級福祉人材育成基金													
小計														
補助金	精神障害者福祉人材育成基金													
	精神保健対策推進基金													
	精神保健センター特定支援等事業費													
	精神保健センター特定支援等事業費													
	高齢障害者自立支援等事業費													
	精神保健推進等事業費													
	障害者支援(障害者福祉協力)													
	精神保健推進等事業費													
	五歳未満精神障害者福祉移行助成金													
	地域自立支援センター運営事業費													
	障害者福祉推進センター運営事業費													
	障害者福祉推進センター運営事業費													
	障害者福祉推進センター運営事業費													
	障害者福祉推進センター運営事業費													
	障害者福祉推進センター運営事業費													
	障害者福祉推進センター運営事業費													
	障害者福祉推進センター運営事業費													
	小計													
	合計													

(注) 「(交付の条件) 4 (1) イからエ」に基づき、厚生労働大臣の承認を要しない経費の配分の変更を行った場合には、受入額欄に配分変更後の額を記載し、備考欄に「〇〇事業費へx,xxx円」、「〇〇事業費からx,xxx円」のように経費の配分変更状況を記載すること。

別紙(1)

経費所要額精算調

(単位:円)

区分	総事業費	寄附金 その他の 収入額	差引額	対象経 費支出 済額	基準額	選定額 (C,D,E のいず れか少 ない額)	費用率 取額	国庫負担 (補助) 基本額	国庫負担 (補助)所 要額(H× 補助率)	交付 決定額	受入額	差引 過△不足 額	備考	
	A	B	A-B=C	D	E	F	G	F-G=H	I	J	K	K-I=L		
負担金	精神障害者福祉人材育成基金													
	精神障害者福祉人材育成基金													
	障害中等学級福祉人材育成基金													
	障害中等学級福祉人材育成基金													
小計														
補助金	精神障害者福祉人材育成基金													
	精神保健対策推進基金													
	精神保健センター特定支援等事業費													
	精神保健センター特定支援等事業費													
	高齢障害者自立支援等事業費													
	精神保健推進等事業費													
	障害者支援(障害者福祉協力)													
	精神保健推進等事業費													
	五歳未満精神障害者福祉移行助成金													
	地域自立支援センター運営事業費													
	障害者福祉推進センター運営事業費													
	障害者福祉推進センター運営事業費													
	障害者福祉推進センター運営事業費													
	障害者福祉推進センター運営事業費													
	障害者福祉推進センター運営事業費													
	障害者福祉推進センター運営事業費													
	障害者福祉推進センター運営事業費													
	小計													
	合計													

(注) 「(交付の条件) 4 (1) イからエ」に基づき、厚生労働大臣の承認を要しない経費の配分の変更を行った場合には、受入額欄に配分変更後の額を記載し、備考欄に「〇〇事業費へx,xxx円」、「〇〇事業費からx,xxx円」のように経費の配分変更状況を記載すること。

改正後

3 費用徴収額調

区分	費用徴収 件数	金額	備考
円	件	円	
0			
20,000			
計			

- (注) 1 区分欄については、平成7年6月16日厚生省発健医第189号本職通知「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準」の別紙の表中「費用徴収額又は自己負担額」欄により記入すること。
- 2 費用徴収件数は、調定件数による延人員とし、端数月の場合も1件(人)として計算すること。
- 3 該当がない場合には、「0」を記載すること。

現行

3 費用徴収額調

区分	費用徴収 件数	金額	備考
円	件	円	
0			
20,000			
計			

- (注) 1 区分欄については、平成7年6月16日厚生省発健医第189号本職通知「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準」の別紙の表中「費用徴収額又は自己負担額」欄により記入すること。
- 2 費用徴収件数は、調定件数による延人員とし、端数月の場合も1件(人)として計算すること。
- 3 該当がない場合には、「0」を記載すること。

改正後

4 精神保健福祉センター事業実績

	技術援助・ 技術指導回数	研修（講習会を含む）実回数	広報普及のうち講習会・座談会	
			回数	参加人員
1 特定相談事業	回	回	回	人
アルコール関連問題 思春期精神保健				
2 社会復帰促進事業				
3 その他の他				
計				

	精神保健相談	
	実件数	延件数
1 特定相談事業	件	件
アルコール関連問題 思春期精神保健		
2 社会復帰促進事業		
3 その他の他		
計		

現行

4 精神保健福祉センター事業実績

	技術援助・ 技術指導回数	研修（講習会を含む）実回数	広報普及のうち講習会・座談会	
			回数	参加人員
1 特定相談事業	回	回	回	人
アルコール関連問題 思春期精神保健				
2 社会復帰促進事業				
3 その他の他				
計				

	精神保健相談	
	実件数	延件数
1 特定相談事業	件	件
アルコール関連問題 思春期精神保健		
2 社会復帰促進事業		
3 その他の他		
計		

改正後

5 麻薬中毒者措置入院費等執行額

医療費 (3月~2月)					患者護送費 (4月~3月)	
入院延日数	1日単価	金額	費用徴収額	差引額	護送人員	金額
日	円	円	円	円	人	円

(注) 医療費については診療月ベース、護送費については護送事例発生月ベースで記載すること。

現行

5 麻薬中毒者措置入院費等執行額

医療費 (3月~2月)					患者護送費 (4月~3月)	
入院延日数	1日単価	金額	費用徴収額	差引額	護送人員	金額
日	円	円	円	円	人	円

(注) 医療費については診療月ベース、護送費については護送事例発生月ベースで記載すること。

改正後

6 精神科救急医療体制整備事業実績

(1) 連絡調整委員会運営事業

連絡調整会議 開催回数	回/年	構成機関	
----------------	-----	------	--

(2) 精神医療相談等事業

ア 精神医療相談事業

	相談機関（窓口）	対応時間帯	実施日数	相談員の数
平日			日	人
休日			日	人
夜間			日	人
精神医療相談窓口の 周知方法				

イ 精神科救急情報センター事業

	設置（対応）場所	対応時間帯	実施日数	対応職員数
平日			日	人
休日			日	人
夜間			日	人

現 行

6 精神科救急医療体制整備事業実績

(1) 連絡調整委員会運営事業

連絡調整会議 開催回数	回/年	構成機関	
----------------	-----	------	--

(2) 精神医療相談等事業

ア 精神医療相談事業

	相談機関（窓口）	対応時間帯	実施日数	相談員の数
平日			日	人
休日			日	人
夜間			日	人
精神医療相談窓口の 周知方法				

イ 精神科救急情報センター事業

	設置（対応）場所	対応時間帯	実施日数	対応職員数
平日			日	人
休日			日	人
夜間			日	人

改正後

(3) 移送事業

	関係者協力日数	移送出動回数		
		移送実施回数	不搬送回数	
平日	日	回	回	回
休日	日	回	回	回
夜間	日	回	回	回

現行

(3) 移送事業

	関係者協力日数	移送出動回数		
		移送実施回数	不搬送回数	
平日	日	回	回	回
休日	日	回	回	回
夜間	日	回	回	回

改正後

(4) 精神科救急医療等確保事業

精神科救急医療圏域数 圏域

圏域	区分		()	()	()	()	()	備考
	医療施設名							
圏域	救急医療	休日	日	日	日	日	日	
	確保体制	夜間	日	日	日	日	日	

圏域	区分		()	()	()	()	()	備考
	医療施設名							
圏域	救急医療	休日	日	日	日	日	日	
	確保体制	夜間	日	日	日	日	日	

圏域	区分		()	()	()	()	()	備考
	医療施設名							
圏域	救急医療	休日	日	日	日	日	日	
	確保体制	夜間	日	日	日	日	日	

※区分欄には「病院群輪番型」、「常時対応型」、「**病院群輪番型(オンコール)**」、「**常時対応型(オンコール)**」、「外来対応」、「身体合併」、「地域受入」のいずれかを記入すること。(外来対応加算、相談窓口等設置加算がある場合は、区分の上段()にその旨を記載。相談窓口等設置加算の場合は、「相談窓口」、「救急情報センター」、「窓口・センター」のいずれかの種類を記載。)
 ※「病院群輪番型」又は「常時対応型」であって、「身体合併」又は「地域受入」の医療施設がある場合は、それぞれの区分毎の体制を記載すること。
 ※「常時対応型」であって、「平日」の対応がある場合は、体制を記載すること。

現行

(4) 精神科救急医療等確保事業

精神科救急医療圏域数 圏域

圏域	区分		()	()	()	()	()	備考
	医療施設名							
圏域	救急医療	休日	日	日	日	日	日	
	確保体制	夜間	日	日	日	日	日	

圏域	区分		()	()	()	()	()	備考
	医療施設名							
圏域	救急医療	休日	日	日	日	日	日	
	確保体制	夜間	日	日	日	日	日	

圏域	区分		()	()	()	()	()	備考
	医療施設名							
圏域	救急医療	休日	日	日	日	日	日	
	確保体制	夜間	日	日	日	日	日	

※区分欄には「病院群輪番型」、「常時対応型」、「外来対応」、「身体合併」、「地域受入」のいずれかを記入すること。(外来対応加算、相談窓口等設置加算がある場合は、区分の上段()にその旨を記載。相談窓口等設置加算の場合は、「相談窓口」、「救急情報センター」、「窓口・センター」のいずれかの種類を記載。)
 ※「病院群輪番型」又は「常時対応型」であって、「身体合併」又は「地域受入」の医療施設がある場合は、それぞれの区分毎の体制を記載すること。
 ※「常時対応型」であって、「平日」の対応がある場合は、体制を記載すること。

改正後

7 長期入院精神障害者地域移行総合の推進体制検証事業実績

事業実施者（運営主体） ※法人名等を記載（行政機関が直接実施する場合も含む。）

(1) 地域移行推進連携会議

構成機関名	
-------	--

回数	議題等
第 回	
第 回	

コーディネーター 活動内容	
------------------	--

(2) 精神科病院職員に対する研修

実施回数	対象者（職種・人数）

(3) 退院支援プログラム
ア 体験談プログラム

実施回数	実施場所

現行

7 長期入院精神障害者地域移行総合の推進体制検証事業実績

事業実施者（運営主体） ※法人名等を記載（行政機関が直接実施する場合も含む。）

(1) 地域移行推進連携会議

構成機関名	
-------	--

回数	議題等
第 回	
第 回	

コーディネーター 活動内容	
------------------	--

(2) 精神科病院職員に対する研修

実施回数	対象者（職種・人数）

(3) 退院支援プログラム
ア 体験談プログラム

実施回数	実施場所

改正後

イ 事務所体験プログラム

実施回数	実施事業所名

ウ その他入院中の精神障害者の退院意欲喚起に向けた支援

実施回数	実施場所

(4) スーパーバイザーの派遣

実施回数	派遣先事業所名

(5) その他

事業名	事業概要

現行

イ 事務所体験プログラム

実施回数	実施事業所名

ウ その他入院中の精神障害者の退院意欲喚起に向けた支援

実施回数	実施場所

(4) スーパーバイザーの派遣

実施回数	派遣先事業所名

(5) その他

事業名	事業概要

改正後

8 地域自殺対策推進センター運営事業実績

ア 設置機関

センター名：
設置機関：

イ 人員配置状況

(ア) 地域における自殺の実態把握（相談支援等を含む）担当者（人数： 人）

資格	担当者名	常勤・非常勤、専任・併任の別

(イ) 自殺対策連携推進員（人数： 人）

資格	担当者名	常勤・非常勤、専任・併任の別

(ウ) 自殺対策に係る情報の収集・分析、自殺対策計画策定担当者（人数： 人）

資格	担当者名	常勤・非常勤、専任・併任の別

ウ 情報の収集等

(ア) 地域における自殺の実態把握の内容

(イ) 自殺対策計画に基づき実施する事業等に関する情報の分析及び提供等の内容

現 行

8 地域自殺予防情報センター運営事業実績

ア 設置機関

イ 相談支援

(ア) 自殺対策専門相談員（人数： 人）

資格：	常勤・非常勤の別：
資格：	常勤・非常勤の別：

○ 対面相談

①本人： 件 ②家族・親族： 件 ③友人： 件
④隣人： 件 ⑤その他： 件

○ 電話相談

①本人： 件 ②家族・親族： 件 ③友人： 件
④隣人： 件 ⑤その他： 件

ウ 連絡調整会議

(ア) 自殺対策連携推進員（人数： 人）

資格：	常勤・非常勤の別：
資格：	常勤・非常勤の別：

改正後

エ 連絡調整会議

(ア) 連絡調整会議メンバー

氏名	職名

(イ) 開催回数

回

(ウ) 管内関係機関・地域ボランティア等との連携内容

--

オ 自殺対策計画策定状況

・都道府県及び指定都市

策定年月日	改定年月日	計画名

・管内市町村

市町村名	策定年月日	改定年月日	計画名

カ 人材育成研修

受講者数	研修内容
人	

キ 委託について（委託のある場合）

委託先名称	委託内容

現行

(イ) 会議メンバー

氏名	職名

(ウ) 開催回数

回

エ 人材育成研修

受講者数	研修内容
人	

オ 委託について（委託のある場合）

委託先名称	委託内容

改正後

9 難治性精神疾患地域連携体制整備事業実績

(1) 連携会議

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
出席者数	
出席者構成(職種・ 所属別人数等)	
会議内容 (議題等)	

(2) 先行事例研修

ア アドバイザー招聘による研修

開催場所 (医療機関名等)	
アドバイザー(講師 予定人数・所属等)	
開催回数 (開催時期)	
参加者数	
参加者構成(職種・ 所属別人数等)	
研修内容(プログラム ・時間数等)	

現 行

9 難治性精神疾患地域連携体制整備事業実績

(1) 連携会議

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
出席者数	
出席者構成(職種・ 所属別人数等)	
会議内容 (議題等)	

(2) 先行事例研修

ア アドバイザー招聘による研修

開催場所 (医療機関名等)	
アドバイザー(講師 予定人数・所属等)	
開催回数 (開催時期)	
参加者数	
参加者構成(職種・ 所属別人数等)	
研修内容(プログラム ・時間数等)	

改正後

イ 職員派遣による研修

開催場所 (医療機関名等)	
講師 (人数・所属等)	
開催回数 (開催時期)	
参加者数	
参加者構成(職種・ 所属別人数等)	
研修内容(プログラム ・時間数等)	

(3) ネットワーク概要

コア医療機関名	
ネットワーク構成 医療機関名	
ネットワークによる連携治療内容	

現行

イ 職員派遣による研修

開催場所 (医療機関名等)	
講師 (人数・所属等)	
開催回数 (開催時期)	
参加者数	
参加者構成(職種・ 所属別人数等)	
研修内容(プログラム ・時間数等)	

(3) ネットワーク概要

コア医療機関名	
ネットワーク構成 医療機関名	
ネットワークによる連携治療内容	

改正後

10 依存症治療拠点機関設置運営事業実績

(1) 依存症対策推進協議会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容 (議題等)	

(2) 依存症治療拠点機関設置運営事業

ア 依存症治療拠点機関の名称及び所在地

--

イ 事業実績

事業名	実施期間もしくは回数	実施場所
事業内容		

ウ 依存症治療支援コーディネーター

人数		職種	
----	--	----	--

現行

10 依存症治療拠点機関設置運営事業実績

(1) 依存症対策推進協議会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容 (議題等)	

(2) 依存症治療拠点機関設置運営事業

ア 依存症治療拠点機関の名称及び所在地

--

イ 事業実績

事業名	実施期間もしくは回数	実施場所
事業内容		

ウ 依存症治療支援コーディネーター

人数		職種	
----	--	----	--

改正後

1.1 摂食障害治療支援センター設置運営事業実績

(1) 摂食障害対策推進協議会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容 (議題等)	

(2) 摂食障害治療支援センター設置運営事業

ア 摂食障害治療拠点機関の名称及び所在地

--

イ 事業実績

事業名	実施期間もしくは回数	実施場所
事業内容		

ウ 摂食障害治療支援コーディネーター

人数		職種	
----	--	----	--

現行

1.1 摂食障害治療支援センター設置運営事業実績

(1) 摂食障害対策推進協議会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容 (議題等)	

(2) 摂食障害治療支援センター設置運営事業

ア 摂食障害治療拠点機関の名称及び所在地

--

イ 事業実績

事業名	実施期間もしくは回数	実施場所
事業内容		

ウ 摂食障害治療支援コーディネーター

人数		職種	
----	--	----	--

改正後

12 てんかん地域診療連携体制整備事業実績

(1) てんかん治療医療連携協議会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容 (議題等)	

(2) てんかん地域診療連携体制整備事業

ア てんかん診療拠点機関の名称及び所在地

--

イ 事業実績

事業名	実施期間もしくは回数	実施場所
事業内容		

ウ てんかん診療支援コーディネーター

人数		職種	
----	--	----	--

(3) てんかん治療医療連携研修

実施期間		実施場所	
対象者		参加人数	
概要			

現行

12 てんかん地域診療連携体制整備事業実績

(1) てんかん治療医療連携協議会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容 (議題等)	

(2) てんかん地域診療連携体制整備事業

ア てんかん診療拠点機関の名称及び所在地

--

イ 事業実績

事業名	実施期間もしくは回数	実施場所
事業内容		

ウ てんかん診療支援コーディネーター

人数		職種	
----	--	----	--

(3) てんかん治療医療連携研修

実施期間		実施場所	
対象者		参加人数	
概要			

改正後

13 依存症家族対策支援事業実績

(1) 企画委員会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容 (議題等)	

(2) 依存症者の家族に対する認知行動療法を用いた心理教育プログラムの実施

実施期間		実施場所	
回数		参加人数	
概要			

(3) 家族相談員

人数		職種	
----	--	----	--

14 依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業実績

実施期間		実施場所	
回数		参加人数	
概要			

現行

13 依存症家族対策支援事業実績

(1) 企画委員会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容 (議題等)	

(2) 依存症者の家族に対する認知行動療法を用いた心理教育プログラムの実施

実施期間		実施場所	
回数		参加人数	
概要			

(3) 家族相談員

人数		職種	
----	--	----	--

14 依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業実績

実施期間		実施場所	
回数		参加人数	
概要			

改正後

現行

所要額明細

精神障害者措置入院移送費所要額内訳

所要額明細

精神障害者措置入院移送費所要額内訳

種 目	対 象 経 費 支 出 額		
	員 数	単 価	金 額
1 職員旅費		円	円
2 燃料費			
①ガソリン			
②軽油			
③天然ガス			
④電気			
⑤重油			
3 賃借料及び使用料			
①賃借料			
A 車両	台		
B 船舶	隻		
②使用料			
A 有料道路通行料	回		
B 移送に用いる車船料及び航空運賃	回		
4 委託料			
①賃 金（移送車船の運転者）			
②燃料費			
③賃借料及び使用料			
合 計			

種 目	対 象 経 費 支 出 額		
	員 数	単 価	金 額
1 職員旅費		円	円
2 燃料費			
①ガソリン			
②軽油			
③天然ガス			
④電気			
⑤重油			
3 賃借料及び使用料			
①賃借料			
A 車両	台		
B 船舶	隻		
②使用料			
A 有料道路通行料	回		
B 移送に用いる車船料及び航空運賃	回		
4 委託料			
①賃 金（移送車船の運転者）			
②燃料費			
③賃借料及び使用料			
合 計			

(注) 3①及び4の支出費目については、請求書、契約書並びに別に定める各支出費目毎の積算資料を添付すること。

(注) 3①及び4の支出費目については、請求書、契約書並びに別に定める各支出費目毎の積算資料を添付すること。

改正後

現行

麻薬中毒者護送費所要額内訳

麻薬中毒者護送費所要額内訳

種 目	対 象 経 費 支 出 額		
	員 数	単 価	金 額
1 職員旅費		円	円
2 燃料費 ①ガソリン ②軽油 ③天然ガス ④電気 ⑤重油			
3 賃借料及び使用料 ①賃借料 A 車両 B 船舶 ②使用料 A 有料道路通行料 B 護送に用いる車船料及び航空運賃	台 隻		
4 委託料 ①賃 金（護送車船の運転者） ②燃料費 ③賃借料及び使用料	回 回		
合 計			

種 目	対 象 経 費 支 出 額		
	員 数	単 価	金 額
1 職員旅費		円	円
2 燃料費 ①ガソリン ②軽油 ③天然ガス ④電気 ⑤重油			
3 賃借料及び使用料 ①賃借料 A 車両 B 船舶 ②使用料 A 有料道路通行料 B 護送に用いる車船料及び航空運賃	台 隻		
4 委託料 ①賃 金（護送車船の運転者） ②燃料費 ③賃借料及び使用料	回 回		
合 計			

(注) 3①及び4の支出費目については、請求書、契約書並びに別に定める各支出費目毎の積算資料を添付すること。

(注) 3①及び4の支出費目については、請求書、契約書並びに別に定める各支出費目毎の積算資料を添付すること。

改正後

現行

精神保健福祉センター特定相談等事業費所要額内訳

精神保健福祉センター特定相談等事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
(特定相談事業)						
報 酬						
賃 料						
旅 費						
需 用 費						
役 務 費						
委 託 料						
使用料及び賃借料						
原 材 料 費						
備 品 購 入 費						
(社会復帰促進事業)						
報 酬						
賃 料						
旅 費						
需 用 費						
役 務 費						
委 託 料						
使用料及び賃借料						
原 材 料 費						
備 品 購 入 費						
合 計						

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
(特定相談事業)						
報 酬						
賃 料						
旅 費						
需 用 費						
役 務 費						
委 託 料						
使用料及び賃借料						
原 材 料 費						
備 品 購 入 費						
(社会復帰促進事業)						
報 酬						
賃 料						
旅 費						
需 用 費						
役 務 費						
委 託 料						
使用料及び賃借料						
原 材 料 費						
備 品 購 入 費						
合 計						

(注) 各事業の各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

(注) 各事業の各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正後

精神科救急医療体制整備事業費（連絡調整委員会運営事業費）所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
連絡調整委員会運営事業費		円	円		円	円
賃 金						
報 償 費						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
通 信 運 搬 費						
使用料及び賃借料						
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

現 行

精神科救急医療体制整備事業費（連絡調整委員会運営事業費）所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
連絡調整委員会運営事業費		円	円		円	円
賃 金						
報 償 費						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
通 信 運 搬 費						
使用料及び賃借料						
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正後

現行

精神科救急医療体制整備事業費（精神医療相談等事業費）所要額内訳

精神科救急医療体制整備事業費（精神医療相談等事業費）所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
精神医療相談等事業費		円	円		円	円
1. 精神医療相談事業費						
報 酬 社 会 保 険 料 等 報 償 費 金 賃 料 需用費（消耗品費） 役務費（通信運搬費） 使用料及び賃借料 委 託 料				休日 日		
2. 精神科救急情報センタ 一事業費				平日 日		
報 酬 社 会 保 険 料 等 報 償 費 金 賃 料 需用費（消耗品費） 役務費（通信運搬費） 使用料及び賃借料 委 託 料				休日 日 夜間 日		
合 計						

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
精神医療相談等事業費		円	円		円	円
1. 精神医療相談事業費						
報 酬 社 会 保 険 料 等 報 償 費 金 賃 料 需用費（消耗品費） 役務費（通信運搬費） 使用料及び賃借料 委 託 料				休日 日		
2. 精神科救急情報センタ 一事業費				平日 日		
報 酬 社 会 保 険 料 等 報 償 費 金 賃 料 需用費（消耗品費） 役務費（通信運搬費） 使用料及び賃借料 委 託 料				休日 日 夜間 日		
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正後						
精神科救急医療体制整備事業費（移送事業費（移送関係者協力費））所要額内訳						
種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
移送事業費（移送関係者協力費）		円	円	日	円	円
報 社 報 費 報 酬 社 会 保 險 料 報 償 費 費 賃 旅 需 用 品 費 燃 料 費 消 耗 品 費 燃 料 費 関 係 者 手 当 危 険 手 料 委 託 料						
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

現 行						
精神科救急医療体制整備事業費（移送事業費（移送関係者協力費））所要額内訳						
種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
移送事業費（移送関係者協力費）		円	円	日	円	円
報 社 報 費 報 酬 社 会 保 險 料 報 償 費 賃 旅 需 用 品 費 燃 料 費 消 耗 品 費 燃 料 費 関 係 者 手 当 危 険 手 料 委 託 料						
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正後

現行

精神科救急医療体制整備事業費（精神科救急医療等確保事業費）所要額内訳

精神科救急医療体制整備事業費（精神科救急医療等確保事業費）所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
精神科救急医療等確保事業費						
1. 病院群輪番型						
圏域数 圏域					休日	
施設数 施設				日		
報 酬					夜間	
社 会 保 険 料 等				日		
報 償 費 金					オンコ	
質 体 制 確 保 経 費 料				日	ール	
委 託 料				日		
※ 外来対応加算分					※ 休日	
				日		
					夜間	
				日		
※ 相談窓口・精神科救急 情報センター設置加算分					※ 休日	
				日		
					夜間	
				日		
2. 常時対応型					休日	
圏域数 圏域				日		
施設数 施設					夜間	
報 酬				日		
社 会 保 険 料 等					オンコ	
報 償 費 金				日	ール	
質 体 制 確 保 経 費 料				日		
委 託 料						

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
精神科救急医療等確保事業費						
1. 病院群輪番型						
圏域数 圏域					休日	
施設数 施設				日		
報 酬					夜間	
社 会 保 険 料 等				日		
報 償 費 金					※ 休日	
質 体 制 確 保 経 費 料				日		
委 託 料					夜間	
※ 外来対応加算分					※ 休日	
				日		
					夜間	
				日		
※ 相談窓口・精神科救急 情報センター設置加算分					※ 休日	
				日		
					夜間	
				日		
2. 常時対応型					休日	
圏域数 圏域				日		
施設数 施設					夜間	
報 酬				日		
社 会 保 険 料 等					オンコ	
報 償 費 金				日	ール	
質 体 制 確 保 経 費 料				日		
委 託 料						

改正後						
※ 外来対応加算分					※ 休日 日	
					夜間 日	
※ 相談窓口・精神科救急 情報センター設置加算分					※ 平日 日	
					休日 日	
					夜間 日	
※ その他						
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

精神科救急医療体制整備事業費（外来対応事業費）所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
外来対応事業		円	円		円	円
圏域数 圏域 施設数 施設					休日 日	
報 社 会 保 険 料 酬 社 会 保 険 料 等 報 費 償 費 金 費 委 託 金 料					夜間 日	
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

現 行						
※ 外来対応加算分					※ 休日 日	
					夜間 日	
※ 相談窓口・精神科救急 情報センター設置加算分					※ 平日 日	
					休日 日	
					夜間 日	
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

精神科救急医療体制整備事業費（外来対応事業費）所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
外来対応事業		円	円		円	円
圏域数 圏域 施設数 施設					休日 日	
報 社 会 保 険 料 酬 社 会 保 険 料 等 報 費 償 費 金 費 委 託 金 料					夜間 日	
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正後

現行

精神科救急医療体制整備事業費（身体合併症対応事業費）所要額内訳

精神科救急医療体制整備事業費（身体合併症対応事業費）所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
身体合併症救急対応事業 （身体合併症対応施設又は地 域搬送受入対応施設） 施設数 施設 報 酬 社 会 保 険 料 等 報 償 費 金 質 体 制 確 保 経 費 料 委 託 料		円	円		円	円
				日	休日	
				日	夜間	
合 計						

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
身体合併症救急対応事業 （身体合併症対応施設又は地 域搬送受入対応施設） 施設数 施設 報 酬 社 会 保 険 料 等 報 償 費 金 質 体 制 確 保 経 費 料 委 託 料		円	円		円	円
				日	休日	
				日	夜間	
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正後

長期入院精神障害者地域移行総合の推進体制検証事業所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
長期入院精神障害者地域移行総合の推進体制検証事業費		円	円		円	円
報 酬 賃 料 旅 費 需 品 燃 料 会 費 印 刷 光 熱 修 繕 役 務 通 信 手 数 保 険 広 告 使 用 料 委 託						
合 計						

※委託料については委託内容のわかる資料（様式任意）を添付すること。

現 行

長期入院精神障害者地域移行総合の推進体制検証事業所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
長期入院精神障害者地域移行総合の推進体制検証事業費		円	円		円	円
報 酬 賃 料 旅 費 需 品 燃 料 会 費 印 刷 光 熱 修 繕 役 務 通 信 手 数 保 険 広 告 使 用 料 委 託						
合 計						

※委託料については委託内容のわかる資料（様式任意）を添付すること。

改正後

現行

地域自殺対策推進センター運営事業費所要額内訳

地域自殺予防情報センター運営事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
地域自殺対策推進センター運営事業費		円	円		円	円
報酬金等						
社会保険料						
旅費						
需用品費						
消耗品費						
印刷製本費						
業務搬賃料						
通信運賃						
広告使用料						
委託料						
合計						

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
地域自殺予防情報センター運営事業費		円	円		円	円
報酬金等						
社会保険料						
旅費						
需用品費						
消耗品費						
印刷製本費						
業務搬賃料						
通信運賃						
広告使用料						
委託料						
合計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正後

現行

難治性精神疾患地域連携体制整備事業費所要額内訳

難治性精神疾患地域連携体制整備事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
難治性精神疾患地域連携体制整備事業費						
1. 医療機関間の連携会議の開催						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 需 用 費 需 耗 品 費 消 会 議 費 会 印 刷 製 本 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 使用料及び賃借料 委 託 料						
2. 先行事例研修会						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 需 用 費 需 耗 品 費 消 会 議 費 会 印 刷 製 本 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 使用料及び賃借料 委 託 料						

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
難治性精神疾患地域連携体制整備事業費						
1. 医療機関間の連携会議の開催						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 需 用 費 需 耗 品 費 消 会 議 費 会 印 刷 製 本 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 使用料及び賃借料 委 託 料						
2. 先行事例研修会						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 需 用 費 需 耗 品 費 消 会 議 費 会 印 刷 製 本 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 使用料及び賃借料 委 託 料						

改正後							現行																		
3. コア医療機関の体制整備 報償費 社会保険料等 旅需用費 消耗品費 会議費 印刷製本費 役務費 通信運搬費 使用料及び賃借料 委託料													3. コア医療機関の体制整備 報償費 社会保険料等 旅需用費 消耗品費 会議費 印刷製本費 役務費 通信運搬費 使用料及び賃借料 委託料												
合計													合計												
(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。							(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。																		

改正案

依存症治療拠点機関設置運営事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
依存症治療拠点機関設置運営事業費		円	円		円	円
1. 依存症対策推進協議会						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用材料及び賃借料 委 託 料						
2. 依存症治療拠点機関設置運営事業						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用材料及び賃借料 委 託 料						

現 行

依存症治療拠点機関設置運営事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
依存症治療拠点機関設置運営事業費		円	円		円	円
1. 依存症対策推進協議会						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用材料及び賃借料 委 託 料						
2. 依存症治療拠点機関設置運営事業						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用材料及び賃借料 委 託 料						

改正案

現行

3. 依存症治療支援コーディネーター

報償金
 社会保険料等
 旅需用費
 消耗品費
 会議費
 印刷製本費
 役員業務費
 使用料及び賃借料
 委託料

合計

3. 依存症治療支援コーディネーター

報償金
 社会保険料等
 旅需用費
 消耗品費
 会議費
 印刷製本費
 役員業務費
 使用料及び賃借料
 委託料

合計

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正案

摂食障害治療支援センター設置運営事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
摂食障害治療支援センター設置運営事業費						
1. 摂食障害対策推進協議会						
報 償 費						
賃 金						
社 会 保 険 料 等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使用料及び賃借料						
委 託 料						
2. 摂食障害治療支援センター設置運営事業						
報 償 費						
賃 金						
社 会 保 険 料 等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使用料及び賃借料						
委 託 料						

現 行

摂食障害治療支援センター設置運営事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
摂食障害治療支援センター設置運営事業費						
1. 摂食障害対策推進協議会						
報 償 費						
賃 金						
社 会 保 険 料 等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使用料及び賃借料						
委 託 料						
2. 摂食障害治療支援センター設置運営事業						
報 償 費						
賃 金						
社 会 保 険 料 等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使用料及び賃借料						
委 託 料						

改正案

現行

3. 摂食障害治療支援コーデイネーター

報償費
 社会保険料等
 旅需用費
 消耗品費
 会議費
 印刷製本費
 役員使用料及び賃借料
 委託料

3. 摂食障害治療支援コーデイネーター

報償費
 社会保険料等
 旅需用費
 消耗品費
 会議費
 印刷製本費
 役員使用料及び賃借料
 委託料

合計

合計

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正案

現行

てんかん地域診療連携体制整備事業費所要額内訳

てんかん地域診療連携体制整備事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
てんかん地域診療連携体制整備事業費						
1. てんかん治療医療連携協議会						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 需 用 費 需 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料						
2. てんかん地域診療連携体制整備事業						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 需 用 費 需 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料						

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
てんかん地域診療連携体制整備事業費						
1. てんかん治療医療連携協議会						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 需 用 費 需 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料						
2. てんかん地域診療連携体制整備事業						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 需 用 費 需 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料						

改正案

現行

3. てんかん治療医療連携研修

報償費
 社会保険料等
 旅需用費
 消耗品費
 会議費
 印刷製本費
 役員業務費
 使用料及び賃借料
 委託料

合計

3. てんかん治療医療連携研修

報償費
 社会保険料等
 旅需用費
 消耗品費
 会議費
 印刷製本費
 役員業務費
 使用料及び賃借料
 委託料

合計

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正案

依存症家族対策支援事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
依存症家族対策支援事業費						
1. 企画委員会						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 用 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料						
2. 依存症者の家族に対する 認知行動療法を用いた心 理教育プログラムの実施						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 用 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料						

現 行

依存症家族対策支援事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
依存症家族対策支援事業費						
1. 企画委員会						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 用 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料						
2. 依存症者の家族に対する 認知行動療法を用いた心 理教育プログラムの実施						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 用 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料						

改正案

現行

3. 家族相談員

報償 賃 資金
 賃 社会 保 險 料 等
 旅 需 用 品 費
 消 耗 品 費
 会 議 費
 印 刷 製 本 費
 役 務 費
 使用 料 及 賃 借 料
 委 託 料

合 計

3. 家族相談員

報 賃 賃 資 金
 賃 社会 保 險 料 等
 旅 需 用 品 費
 消 耗 品 費
 会 議 費
 印 刷 製 本 費
 役 務 費
 使用 料 及 賃 借 料
 委 託 料

合 計

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正案

依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使 用 料 及 び 賃 借 料 委 託 料						
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

現 行

依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使 用 料 及 び 賃 借 料 委 託 料						
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

厚生省障第194号
平成10年6月15日

最終改正

厚生労働省発障0929第1号
平成28年9月29日

各〔都道府県知事〕殿
〔指定都市市長〕

厚生事務次官
(公印省略)

精神保健費等の国庫負担(補助)について

標記の国庫負担(補助)金の交付については、別紙「精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、平成10年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、平成8年5月10日厚生省発健医第152号「精神保健費等の国庫負担(補助)について」は廃止する。

おって、平成9年度以前に交付された国庫負担(補助)金の取扱いは、なお従前の例によるものとする。

精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱

（通 則）

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第30条第2項及び麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第59条の2に基づく国庫負担金、精神保健福祉法第7条（設置に要する経費を除く。）及び沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号。以下「特別措置法施行令」という。）第3条に基づく国庫補助金並びに精神科救急医療体制整備事業費、長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業費、地域自殺対策推進センター運営事業費、難治性精神疾患地域連携体制整備事業費、依存症治療拠点機関設置運営事業費、摂食障害治療支援センター設置運営事業費、てんかん地域診療連携体制整備事業費、依存症家族対策支援事業費及び依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業費の国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、麻薬及び向精神薬取締法、特別措置法施行令、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の対象）

- 2 この国庫負担（補助）金は、次の事業を交付の対象とする。
- （1）精神障害者措置入院費負担金
精神保健福祉法第29条第1項及び同法第29条の2第1項の規定により都道府県知事及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の市長が行う精神障害者の入院措置の実施
- （2）精神障害者措置入院移送費負担金
精神保健福祉法第29条第1項及び同法第29条の2第1項の規定により都道府県知事及び指定都市の市長が行う入院措置に伴う精神障害者の移送の実施
- （3）麻薬中毒者措置入院費負担金
麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第1項の規定により都道府県知事が行う麻薬中毒者の入院措置の実施

(4) 麻薬中毒者護送費負担金

麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第1項の規定により都道府県知事が行う入院措置に伴う麻薬中毒者の護送の実施

(5) 精神障害者医療保護入院費補助金

特別措置法施行令第3条第1項の規定により沖縄県知事が行う精神障害者の医療に関する特別措置の実施

(6) 精神保健対策費補助金

ア 精神保健福祉法第6条の規定により、都道府県及び指定都市が行う精神保健福祉センターの特定相談等

イ 平成20年5月26日障発第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」により都道府県及び指定都市が行う事業

ウ 平成27年4月24日障発0424第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業実施要綱」により都道府県及び指定都市が行う事業

エ 平成28年5月10日社援発0510第4号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「地域自殺対策推進センター運営事業実施要綱」により都道府県及び指定都市が行う事業

オ 平成26年3月31日障発0331第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別添「難治性精神疾患地域連携体制整備事業実施要綱」により都道府県、指定都市及び独立行政法人が行う事業

カ 平成26年3月31日障発0331第54号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「依存症治療拠点機関設置運営事業実施要綱」により都道府県が行う事業

キ 平成26年3月31日障発0331第55号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「摂食障害治療支援センター設置運営事業実施要綱」により都道府県が行う事業

ク 平成27年5月28日障発0528第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱」により都道府県が行う事業

ケ 平成27年5月22日障発0522第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「依存症家族対策支援事業実施要綱」により都道府県が行う事業

コ 平成27年5月22日障発0522第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業実施要綱」により都道府県及び指定都市が行う事業

(交付額の算定方法)

3 この負担金及び補助金の算定額は、次により算出するものとする。

(1) 次の表の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を第1欄に定める区分ごとに合算した額と、当該区分ごとの総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額から次に掲げる額を控除した額に第5欄に掲げる負担(補助)率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

ア 精神障害者措置入院費

精神保健福祉法第31条の規定による費用徴収額

イ 麻薬中毒者措置入院費

麻薬及び向精神薬取締法第59条の4の規定による費用徴収額

1 区 分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 負 担 (補 助) 率
精神障害者 措置入院費	精神障害者 措置入院費	精神保健福祉法第30 条第1項の規定により 負担した額	精神保健福祉法第29 条第1項及び同法第29 条の2第1項の規定に より知事及び市長が入 院させた精神障害者の 入院に要する費用	$\frac{3}{4}$
精神障害者 措置入院移 送費	精神障害者 措置入院移 送費	精神保健福祉法第30 条第1項の規定により 負担した額	<p>精神保健福祉法第29 条第1項及び同法第29 条の2第1項の規定に より知事及び市長が入 院させた精神障害者の 同法第29条の2の2 第1項に基づく移送に 要する次に掲げる経費</p> <p>1 職員旅費（移送に 同行した職員に限る。） 2 燃料費（ガソリン、 軽油、天然ガス、電気 （電気自動車用）、重 油（船舶用）等で、移 送に使用したことを証 明できる場合に限る。） 3 賃借料（車両及び 船舶であって移送に使 用したことを証明でき る場合に限る。）及び使 用料（有料道路の通行 料、移送に用いる車船 料及び航空運賃であっ て移送に使用したこと を証明できる場合に限 る。） 4 委託料（賃金（移 送車船の運転者に限 る。）、並びに2及び 3の経費（移送に使用 したことを証明できる 場合に限る。）のみに 限る。）</p> <p>なお、各費目ごとの 積算を把握できる資料 の添付がない場合は認 めない。</p>	$\frac{3}{4}$

麻薬中毒者 措置入院費	麻薬中毒者 措置入院費	麻薬及び向精神薬取 締法第59条第3号の規 定により負担した額	麻薬及び向精神薬取 締法第58条の8第1項 の規定により知事が入 院させた麻薬中毒者の 入院に要する費用	$\frac{3}{4}$
麻薬中毒者 護送費	麻薬中毒者 護送費	麻薬及び向精神薬取 締法第59条第3号の規 定により負担した額	麻薬及び向精神薬取 締法第58条の8第1項 の規定により知事が入 院させた麻薬中毒者の 護送に要する次に掲げ る経費 1 職員旅費（護送に 同行した職員に限る。） 2 燃料費（ガソリン、 軽油、天然ガス、電気 （電気自動車用）、重 油（船舶用）等で、護 送に使用したことを証 明できる場合に限る。） 3 賃借料（車両及び 船舶であつて護送に使 用したことを証明でき る場合に限る。）及び 使用料（有料道路の通 行料、護送に用いる車 船料及び航空運賃であ つて護送に使用したこ とを証明できる場合 に限る。） 4 委託料（賃金（護 送車船の運転者に限 る。）、並びに2及び 3の経費（護送に使用 したことを証明でき る場合に限る。）のみ に限る。） なお、各費目ごとの 積算を把握できる資料 の添付がない場合は認 めない。	$\frac{3}{4}$
精神障害者 医療保護入 院費	精神障害者 医療保護入 院費	特別措置法施行令第 3条第10項の規定によ り支給した額 ただし、病院又は診 療所へ入院して行われ る医療に関わるもの に限る。	特別措置法施行令第 3条第1項の規定によ り沖縄県知事が行う 医療費の支給に要す る費用	$\frac{8}{10}$

精神保健福祉センター特定相談等事業費	精神保健福祉センター特定相談等事業費	精神保健福祉センターが実施する特定相談事業等に要した経費の適正な実支出額	精神保健福祉センターの事業のうち、特定相談事業及び社会復帰促進事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費及び備品購入費	1 3
精神科救急医療体制整備事業費	1 連絡調整委員会運営事業費	厚生労働大臣が認めた額	連絡調整委員会の開催等に要した賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料	1 2
	2 精神医療相談等事業費 (1) 精神医療相談事業費 (2) 精神科救急情報センター事業費	病院群輪番型又は常時対応型医療機関以外で実施する場合 休日 厚生労働大臣が認めた額×実施日数 夜間 厚生労働大臣が認めた額×実施日数 病院群輪番型又は常時対応型医療機関以外で実施する場合 平日 厚生労働大臣が認めた額×実施日数 休日 厚生労働大臣が認めた額×実施日数 夜間 厚生労働大臣が認めた額×実施日数	精神医療相談事業の実施に必要な次に掲げる経費 1 報酬、社会保険料等 2 報償費、賃金 3 需用費（消耗品費） 4 役務費（通信運搬費） 5 使用料及び賃借料 6 委託料（上記の経費に限る。） 精神科救急情報センターの運営に必要な次に掲げる経費 1 報酬、社会保険料等 2 報償費、賃金 3 需用費（消耗品費） 4 役務費（通信運搬費） 5 使用料及び賃借料 6 委託料（上記の経費に限る。）	
	3 移送事業費（移送関係者協力費）	8,100円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数	精神保健福祉法第34条等に基づく移送（以下「移送」という。）に係る関係者（精神保健指定医、看護	

			<p>師、運転手等)の協力を必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報酬、社会保険料等 2 報償費、賃金 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費) 5 関係者手当(危険手当) 6 委託料(上記の経費に限る。)
4 精神科救急医療等確保事業費 (1) 病院群輪番型	<p>ア 精神科救急医療圏ごとに次により算出された額</p> <p>休日 35,400円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>夜間 37,700円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>オンコール 9,500円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>イ 外来対応を併せて行う場合は、以下の経費を加算する。</p> <p>休日 7,620円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>夜間 8,380円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p>	<p>精神科救急医療施設の体制確保に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報酬、社会保険料等 2 報償費、賃金 3 患者の受入にかかる経費 4 委託料(上記の経費に限る。) 	

	<p>(2) 常時対応型</p>	<p>ウ 相談窓口及び精神科救急情報センターを設置した場合は、以下の経費を加算する。</p> <p>休日 7,620円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数 夜間 8,380円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>ア 精神科救急医療圏ごとに次により算出された額</p> <p>休日 35,400円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数 夜間 37,700円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数 オンコール 9,500円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>イ 外来対応を併せて行う場合は以下の経費を加算する。</p> <p>休日 7,620円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数 夜間 8,380円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>ウ 相談窓口及び精神科救急情報センターを設置した場合は、以下の経費を加算する。</p>	<p>精神科救急医療施設の体制確保に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報酬、社会保険料等 2 報償費、賃金 3 患者の受入にかかる経費 4 委託料（上記の経費に限る。） 	
--	------------------	---	---	--

	<p>(3) 外来対応事業</p>	<p>平日 6,100円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数 休日 7,620円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数 夜間 8,380円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>エ その他厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>精神科救急医療圏ごとに次により算出された額</p> <p>病院群輪番型又は常時対応型医療機関とは別に単独で外来対応施設を設置する場合</p> <p>休日 23,000円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数 夜間 25,300円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p>	<p>精神科救急医療施設の運営に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報酬、社会保険料等 2 報償費、賃金 3 委託料（上記の経費に限る。） 	
	<p>(4) 身体合併症救急対応事業</p>	<p>身体合併症への対応を行う施設又は消防法による搬送基準に基づいて身体合併症患者を受け入れる地域搬送受入対応施設について次により算出された額</p> <p>厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p>	<p>身体合併症対応施設の体制確保に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報酬、社会保険料等 2 報償費、賃金 3 患者の受入にかかる経費 4 委託料（上記の経費に限る。） 	

<p>長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業費</p>	<p>長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業費</p>	<p>厚生労働大臣が認めた額</p>	<p>長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業の実施に必要な報酬、賃金、社会保険料等、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費及び光熱水料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に限る。）</p>	<p>定額</p>
<p>地域自殺対策推進センター運営事業費</p>	<p>地域自殺対策推進センター運営事業費</p>	<p>厚生労働大臣が認めた額</p>	<p>地域自殺対策推進センター運営事業の実施に必要な報償費、報酬、賃金、社会保険料等、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に限る。）</p> <p>なお、既存の会議を活用する場合の経費については、議事に当該事業の内容が含まれていることを確認できるものに限る。</p> <p>また、地域自殺対策推進センターの従事者に対する報償費、報酬、賃金、社会保険料等の経費については、事業実施に係る関係行政機関の「常勤職員」及び「非常勤職員のうち自殺対策専任ではない者」は補助対象外とする。</p>	<p>$\frac{1}{2}$</p>
<p>難治性精神疾患地域連携体制整備事業費</p>	<p>難治性精神疾患地域連携体制整備事業費</p>	<p>厚生労働大臣が認めた額</p>	<p>難治性精神疾患地域連携体制整備事業の実施に必要な報償費、賃金、社会保険料等、旅費、需用費（消耗品費、会議費、</p>	<p>$\frac{1}{2}$</p>

			印刷製本費)、役務費 (通信運搬費)、使用料 及び賃借料、委託料(上 記の経費に限る。)	
依存症治療 拠点機関設 置運営事業 費	依存症治療 拠点機関設 置運営事業 費	厚生労働大臣が認め た額	依存症治療拠点機関設 置運営事業の実施に必要な報償費、賃金、社会保 険料等、旅費、需用費 (消耗品費、会議費、印 刷製本費)、役務費、使 用料及び賃借料、委託料 (上記の経費に限る。)	$\frac{1}{2}$
摂食障害治 療支援セン ター設置運 営事業費	摂食障害治 療支援セン ター設置運 営事業費	厚生労働大臣が認め た額	摂食障害治療支援セン ター設置運営事業の実施 に必要な報償費、賃金、 社会保険料等、旅費、需 用費(消耗品費、会議 費、印刷製本費)、役務 費、使用料及び賃借料、 委託料(上記の経費に限 る。)	$\frac{1}{2}$
てんかん地 域診療連携 体制整備事 業費	てんかん地 域診療連携 体制整備事 業費	厚生労働大臣が認め た額	てんかん地域診療連携 体制整備事業の実施に必 要な報償費、賃金、社会 保険料等、旅費、需用費 (消耗品費、会議費、印 刷製本費)、役務費、使 用料及び賃借料、委託料 (上記の経費に限る。)	$\frac{1}{2}$
依存症家族対 策支援事業費	依存症家族対 策支援事業費	厚生労働大臣が認め た額	依存症家族対策支援事 業の実施に必要な報償 費、賃金、社会保険料 等、旅費、需用費(消耗 品費、会議費、印刷製本 費)、役務費、使用料及 び賃借料、委託料(上記 の経費に限る。)	$\frac{1}{2}$

<p>依存症者に対する治療 ・回復プログラムの普及促進事業費</p>	<p>依存症者に対する治療 ・回復プログラムの普及促進事業費</p>	<p>厚生労働大臣が認めた額</p>	<p>依存症者に対する治療 ・回復プログラムの普及促進事業の実施に必要な報償費、賃金、社会保険料等、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に限る。）</p>	<p>1 2</p>
--	--	--------------------	--	----------------

(交付の条件)

4 この国庫負担(補助)金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更については、次により行うものとする。

ア 精神障害者措置入院費負担金、精神障害者措置入院移送費負担金、麻薬中毒者措置入院費負担金、麻薬中毒者護送費負担金、精神障害者医療保護入院費補助金、精神保健対策費補助金の各負担(補助)金間での経費の配分の変更はしてはならないものとする。

イ 精神科救急医療体制整備事業費、長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業費、地域自殺対策推進センター運営事業費、難治性精神疾患地域連携体制整備事業費、依存症治療拠点機関設置運営事業費、摂食障害治療支援センター設置運営事業費、てんかん地域診療連携体制整備事業費、依存症家族対策支援事業費及び依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業費から精神保健福祉センター特定相談等事業費への経費の配分の変更は承認を要しないものとする。

ウ 精神保健福祉センター特定相談等事業費から精神科救急医療体制整備事業費、長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業費、地域自殺対策推進センター運営事業費、難治性精神疾患地域連携体制整備事業費、依存症治療拠点機関設置運営事業費、摂食障害治療支援センター設置運営事業費、てんかん地域診療連携体制整備事業費、依存症家族対策支援事業費及び依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業費への経費の配分の変更は厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

エ アからウまで以外の経費の配分の変更(それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの負担金及び補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

(6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 負担金及び補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管にあたっては、次によらなければならない。

(補助事業者が地方公共団体の場合)

負担金及び補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類をこの負担(補助)金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(補助事業者が地方公共団体以外の場合)

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 5 この負担金及び補助金の交付の申請は、別紙様式2の申請書を毎年度10月14日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 6 この負担金及び補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式3の変更交付申請書を毎年度1月31日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 7 厚生労働大臣は、5又は6に定める申請書が到達した日から起算して、原則として2ヶ月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(負担金及び補助金の概算払)

- 8 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

9 この負担金及び補助金の事業実績報告は、翌年度5月31日までに別紙様式4の報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(負担金及び補助金の返還)

10 厚生労働大臣は、交付すべき負担金及び補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金及び補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

11 特別の事情により、3、5、6及び9に定める算定方法、手続によることができない場合には、予め厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式 1

平成 年度

精神保健費等国庫負担（補助）金調書

厚生労働省所管

（地方公共団体）

国			地方公共団体								備考	
歳出 予算科目	交付 決定の額	補助 率	歳入			歳出						
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	国庫負担 （補助）金 相当額	支出済額	国庫負担 （補助）金 相当額		
(項) 障害保健福祉費												
(目) 精神障害者福祉 入職費負担金												
(目) 精神障害者福祉 入職移送費負担金												
(目) 精神障害者医療 保護入院費補助金												
(目) 精神保健対策費 補助金												
(項) 麻薬・覚せい剤等 対策費												
(目) 麻薬中毒者対策 入院費負担金												
(目) 麻薬中毒者移送 費負担金												

- (注) 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること。
 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

都道府県知事、指定都市市長
又は法人及び代表者 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年度精神保健費等国庫負担(補助)金の
交付申請について

標記について、次により国庫負担(補助)金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 経費所要額調 (別紙(1)のとおり)
- 3 事業計画書 (別紙(2)のとおり)
- 4 添付書類
 - (1) 平成〇〇年度歳入歳出予算書(又は見込書)抄本
(注) 予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。
 - (2) その他参考となる書類

別紙(2)

事業計画書

1 精神障害者措置入院患者数、医療費及び移送執行計画

前年度末 措置患者数 (前年度 2月末)	本年度末 措置患者数 (本年度 2月末)	本年度平均 措置患者数	医療費(3月～2月)				患者移送費(4月～3月)			合計額
			支払件数	延日数	1件当たり単価	金額	対象人員	1件当たり単価	金額	
人	人	人	件	日	円	円	人	円	円	円

(注) 医療費については診療月ベース、移送費については移送事例発生月ベースで記載すること。

2 精神障害者医療保護入院費執行計画（特別措置分）

区 分		前年度末 医療保護入 院者数等	本年度末 医療保護入 院者数等	本年度平均 医療保護入 院者数等	医療費（3月～2月）			
					支払件数	延日数	1件当たり単価	金額
被 用 者 保 険	本 人	人	人	人	件	日	円	円
	家 族							
国 保								
保険未加入者								
後期高齢者医療制度								
計								

3 精神保健福祉センター事業計画

区 分	相談実施予定回数	研修等実施予定回数
1 特 定 相 談 事 業	回	回
アルコール関連問題		
思 春 期 精 神 保 健		
2 社 会 復 帰 促 進 事 業		
3 そ の 他		
計		

4 麻薬中毒者措置入院費等執行計画

入 院 措 置 費						
医 療 費 (3 月 ~ 2 月)				患者護送費 (4 月 ~ 3 月)		合 計 額
支 払 件 数	延 日 数	1 人 1 日 当 り 単 価	金 額	対 象 人 員	金 額	
件	日	円	円	人	円	円

(注) 医療費については診療月ベース、護送費については護送事例発生月ベースで記載すること。

5 精神科救急医療体制整備事業計画

(1) 連絡調整委員会運営事業

連絡調整会議 開催回数	回/年	構成機関	
----------------	-----	------	--

(2) 精神医療相談等事業

ア 精神医療相談事業

	相談機関（窓口）	対応時間帯	実施日数	相談員の数
平日			日	人
休日			日	人
夜間			日	人
精神医療相談窓口の 周知方法				

イ 精神科救急情報センター事業

	設置（対応）場所	対応時間帯	実施日数	対応職員数
平日			日	人
休日			日	人
夜間			日	人

(3) 移送事業

	関係者協力日数	移送出勤回数		
		移送実施回数	不搬送回数	
平日	日	回	回	回
休日	日	回	回	回
夜間	日	回	回	回

(4) 精神科救急医療等確保事業

精神科救急医療圏域数	圏域
------------	----

圏 域	区 分		()	()	()	()	()	備 考
	医療施設名							
	救急医療 確保体制	休日 夜間	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	

圏 域	区 分		()	()	()	()	()	備 考
	医療施設名							
	救急医療 確保体制	休日 夜間	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	

圏 域	区 分		()	()	()	()	()	備 考
	医療施設名							
	救急医療 確保体制	休日 夜間	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	

※区分欄には「病院群輪番型」、「常時対応型」、「病院群輪番型（オンコール）」、「常時対応型（オンコール）」、「外来対応」、「身体合併」、「地域受入」のいずれかを記入すること。（外来対応加算、相談窓口等設置加算がある場合は、区分の上段（ ）にその旨を記載。相談窓口等設置加算の場合は、「相談窓口」、「救急情報センター」、「窓口・センター」のいずれかの種類を記載。）

※「病院群輪番型」又は「常時対応型」であって、「身体合併」又は「地域受入」の医療施設がある場合は、それぞれの区分毎の体制を記載すること。

※「常時対応型」であって、「平日」の対応がある場合は、体制を記載すること。

6 長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業計画

事業実施予定者（運営主体） ※法人名等を記載（行政機関が直接実施する場合も含む。）

(1) 地域移行推進連携会議

構成機関名	
-------	--

回数	議題等
第 回	
第 回	

コーディネーター 活動内容	
------------------	--

(2) 精神科病院職員に対する研修

実施回数	対象者（職種・人数）

(3) 退院支援プログラム
ア 体験談プログラム

実施回数	実施箇所数

イ 事業所体験プログラム

実施回数	実施箇所数

ウ その他入院中の精神障害者に対する退院意欲の喚起に向けた支援

実施回数	実施箇所数

(4) スーパーバイザーの派遣

実施回数	派遣先箇所数

(5) その他

事業名	事業概要

	一歩一歩、丁寧に 取り組む
--	------------------

本人、家族、支援者	個別支援

生活支援	生活支援
生活支援	生活支援

生活支援	生活支援

7 地域自殺対策推進センター運営事業計画

ア 設置機関

センター名：
設置機関：

イ 人員配置状況

(ア) 地域における自殺の実態把握（相談支援等を含む）担当者（人数： 人）

資格	担当者名	常勤・非常勤、専任・併任の別

(イ) 自殺対策連携推進員（人数： 人）

資格	担当者名	常勤・非常勤、専任・併任の別

(ウ) 自殺対策に係る情報の収集・分析、自殺対策計画策定担当者（人数： 人）

資格	担当者名	常勤・非常勤、専任・併任の別

ウ 情報収集等

(ア) 地域における自殺の実態把握の計画内容

--

(イ) 自殺対策計画に基づき実施する事業等に関する情報の分析及び提供等の計画内容

--

エ 連絡調整会議

(ア) 連絡調整会議メンバー

氏名	職名

(イ) 開催回数

回

(ウ) 管内関係機関・地域ボランティア等との連携計画内容

--

オ 人材育成研修

受講者数	研修内容
人	

カ 委託について（委託のある場合）

委託先名称	委託内容

--

8 難治性精神疾患地域連携体制整備事業計画

(1) 連携会議

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
出席者数	
出席者構成(職種・ 所属別人数等)	
会議内容(議題等)	

(2) 先行事例研修

ア アドバイザー招聘による研修

開催場所 (医療機関名等)	
アドバイザー(講師 人数・所属等)	
開催回数 (開催時期)	
参加者数	
参加者構成(職種・ 所属別人数等)	
研修内容(プログラム ・時間数等)	

イ 職員派遣による研修

開催場所 (医療機関名等)	
講師 (人数・所属等)	
開催回数 (開催時期)	
参加者数	
参加者構成(職種・ 所属別人数等)	
研修内容(プログラム ・時間数等)	

(3) ネットワーク概要

コア医療機関名	
ネットワーク構成 医療機関名	
ネットワークによる連携治療内容	

9 依存症治療拠点機関設置運営事業計画

(1) 依存症対策推進協議会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容(議題等)	

(2) 依存症治療拠点機関設置運営事業

ア 依存症治療拠点機関の名称及び所在地

--

イ 事業計画

事業名	実施期間もしくは回数	実施場所
事業内容		

※事業概要がわかる資料を添付すること。

ウ 依存症治療支援コーディネーター

人数		職種	
----	--	----	--

10 摂食障害治療支援センター設置運営事業計画

(1) 摂食障害対策推進協議会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容(議題等)	

(2) 摂食障害治療支援センター設置運営事業

ア 摂食障害治療支援センターの名称及び所在地

--

イ 事業計画

事業名	実施期間もしくは回数	実施場所
事業内容		

※事業概要がわかる資料を添付すること。

ウ 摂食障害治療支援コーディネーター

人数	職種

11 てんかん地域診療連携体制整備事業計画

(1) てんかん治療医療連携協議会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容(議題等)	

(2) てんかん地域診療連携体制整備事業

ア てんかん診療拠点機関の名称及び所在地

--

イ 事業計画

事業名	実施期間もしくは回数	実施場所
事業内容		

※事業概要がわかる資料を添付すること。

ウ てんかん診療支援コーディネーター

人数		職種	
----	--	----	--

(3) てんかん治療医療連携研修

実施期間		実施場所	
対象者		参加人数	
概要			

1 2 依存症家族対策支援事業計画

(1) 企画委員会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容(議題等)	

(2) 依存症者の家族に対する認知行動療法を用いた心理教育プログラムの実施

実施期間		実施場所	
回数		参加人数	
概要			

(3) 家族相談員

人数		職種	
----	--	----	--

13 依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業計画

実施期間		実施場所	
回数		参加人数	
概要			

所要額明細

精神障害者措置入院移送費所要額内訳

種 目	対 象 経 費 支 出 予 定 額		
	員 数	単 価	金 額
		円	円
1 職 員 旅 費			
2 燃 料 費			
①ガ ソ リ ン			
②軽 油			
③天 然 ガ ス			
④電 気 油			
⑤重 油			
3 賃借料及び使用料			
①賃 借 料			
A車 両	台		
B船 隻	隻		
②使 用 料			
A有料道路通行料	回		
B移送に用いる車	回		
船料及び航空運賃			
4 委 託 料			
①賃金（移送車船の 運転者）			
②燃 料 費			
③賃借料及び使用料			
合 計			

(注) 3①及び4の支出費目については見積書、契約書等の積算資料を添付すること。

麻薬中毒者護送費所要額内訳

種 目	対 象 経 費 支 出 予 定 額		
	員 数	単 価	金 額
		円	円
1 職 員 旅 費			
2 燃 料 費			
①ガソリン			
②軽油			
③天然ガス			
④電気			
⑤重油			
3 賃借料及び使用料			
①賃借料			
A車 両	台		
B船 隻	隻		
②使用料			
A有料道路通行料	回		
B護送に用いる車 船料及び航空運賃	回		
4 委 託 料			
①賃金（護送車船の 運転者）			
②燃 料 費			
③賃借料及び使用料			
合 計			

(注) 3①及び4の支出費目については見積書、契約書等の積算資料を添付すること。

精神保健福祉センター特定相談等事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
(特定相談事業)						
報 酬						
賃 借 費						
旅 費						
需 用 費						
役 務 費						
委 託 料						
使用料及び賃借料						
原 材 料 費						
備 品 購 入 費						
(社会復帰促進事業)						
報 酬						
賃 借 費						
旅 費						
需 用 費						
役 務 費						
委 託 料						
使用料及び賃借料						
原 材 料 費						
備 品 購 入 費						
合 計						

(注) 各事業の各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

精神科救急医療体制整備事業費（連絡調整委員会運営事業費）所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
連絡調整委員会運営事業費 賃 借 金 費 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 使用料及び賃借料		円	円		円	円
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

精神科救急医療体制整備事業費（精神医療相談等事業費）所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
精神医療相談等事業費		円	円		円	円
1. 精神医療相談事業費						
報酬等 社会保険料等 賃金 需用費（消耗品費） 役務費（通信運搬費） 使用料及び賃借料 委託料				日	休日 夜間	
2. 精神科救急情報センター事業費						
報酬等 社会保険料等 賃金 需用費（消耗品費） 役務費（通信運搬費） 使用料及び賃借料 委託料				日	平日 休日 夜間	
合 計						

（注）各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

精神科救急医療体制整備事業費（移送事業費（移送関係者協力費））所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
移送事業費（移送関係者協力費）		円	円	日	円	円
報 酬 社 会 保 險 料 報 償 費 賃 金 費 旅 用 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 関 係 者 手 当 危 険 手 当 委 託 料						
合 計						

（注）各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

精神科救急医療体制整備事業費（精神科救急医療等確保事業費）所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
精神科救急医療等確保事業費		円	円		円	円
1. 病院群輪番型						
圏域数 圏域 施設数 施設				日	休日	
報 酬 社会保険料等 報 償 費 賃 金 体制確保経 委 託 費 料				日	夜間	
※ 外来対応加算分				日	オンコ ール	
				日	※ 休日	
				日	夜間	
※ 相談窓口・精神科救急 情報センター設置加算分				日	※ 休日	
				日	夜間	
2. 常時対応型						
圏域数 圏域 施設数 施設				日	休日	
報 酬 社会保険料等 報 償 費 賃 金 体制確保経 委 託 費 料				日	夜間	
※ 外来対応加算分				日	オンコ ール	
				日	※ 休日	
				日	夜間	
				日		

※ 相談窓口・精神科救急 情報センター設置加算分 ※ その他					※ 平日 日 ※ 休日 日 ※ 夜間 日	
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

精神科救急医療体制整備事業費（外来対応事業費）所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
外来対応事業 圏域数 圏域 施設数 施設 報 酬 社 会 保 険 料 等 報 償 費 賃 金 料 委 託		円	円		円	円
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

精神科救急医療体制整備事業費（身体合併症対応事業費）所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
身体合併症救急対応事業 （身体合併症対応施設又は地 域搬送受入対応施設） 施設数 施設 報 酬 社 会 保 険 料 等 報 償 費 賃 金 体 制 確 保 経 費 委 託 料		円	円		円	円
合 計						

（注）各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

長期入院精神障害者地域移行総合の推進体制検証事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
長期入院精神障害者地域移行総合の推進体制検証事業費		円	円		円	円
報 酬 金 等 費 費 費						
社 会 保 険 料						
報 償 費						
旅 用 費						
需 品 費						
消 耗 品 費						
燃 料 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
光 熱 水 料						
修 繕 料						
役 務 費						
通 信 運 搬 費						
手 数 料						
保 険 料						
広 告 料						
使用料及び賃借料						
委 託 料						
合 計						

※委託料については委託内容のわかる資料（様式任意）を添付すること。

地域自殺対策推進センター運営事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
地域自殺対策推進センター 運営事業費		円	円		円	円
報 償 費						
報 酬 金						
賃 料 等						
社 会 保 険 料						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
通 信 運 搬 費						
広 告 料						
使用料及び賃借料						
委 託 料						
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

難治性精神疾患地域連携体制整備事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
難治性精神疾患地域連携体制整備事業費						
1. 医療機関間の連携会議の開催						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 使用料及び賃借料 委 託 料						
2. 先行事例研修会						
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 使用料及び賃借料 委 託 料						

<p>3. コア医療機関の体制整備</p> <p>報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 使用料及び賃借料 委 託 料</p>						
<p>合 計</p>						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

依存症治療拠点機関設置運営事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
依存症治療拠点機関設置運営事業費		円	円		円	円
1. 依存症対策推進協議会						
報 償 費						
賃 金						
社 会 保 険 料 等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使用料及び賃借料						
委 託 料						
2. 依存症治療拠点機関設置運営事業						
報 償 費						
賃 金						
社 会 保 険 料 等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使用料及び賃借料						
委 託 料						

<p>3. 依存症治療支援コーディネーター</p> <p>報償費 賞金等 社会保険料 旅費用 需用費 消耗品費 会議費 印刷製本費 役員務費 使用料及び賃借料 委託料</p>						
<p>合計</p>						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

摂食障害治療支援センター設置運営事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
摂食障害治療支援センター 設置運営事業費		円	円		円	円
1. 摂食障害対策推進協議会						
報 償 費						
賃 金						
社 会 保 険 料 等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使用料及び賃借料						
委 託 料						
2. 摂食障害治療支援センター 設置運営事業						
報 償 費						
賃 金						
社 会 保 険 料 等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使用料及び賃借料						
委 託 料						

<p>3. 摂食障害治療支援コーディネーター</p> <p>報償費 賃金等 社会保険料 旅費 需用費 消耗品費 会議費 印刷製本費 役員務費 使用料及び賃借料 委託料</p>							
<p>合計</p>							

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

てんかん地域診療連携体制整備事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
てんかん地域診療連携体制整備事業費		円	円		円	円
1. てんかん治療医療連携協議会						
報 償 費						
賃 金						
社会保険料等						
旅 費						
需用費						
消耗品費						
会議費						
印刷製本費						
役員費						
使用料及び賃借料						
委託料						
2. てんかん地域診療連携体制整備事業						
報 償 費						
賃 金						
社会保険料等						
旅 費						
需用費						
消耗品費						
会議費						
印刷製本費						
役員費						
使用料及び賃借料						
委託料						

<p>3. てんかん治療医療連携研 修</p> <p>報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料</p>						
<p>合 計</p>						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

依存症家族対策支援事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
依存症家族対策支援事業費		円	円		円	円
1. 企画委員会						
報 償 費						
賃 金						
社 会 保 険 料 等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使用料及び賃借料						
委 託 料						
2. 依存症者の家族に対する 認知行動療法を用いた心理 教育プログラムの実施						
報 償 費						
賃 金						
社 会 保 険 料 等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使用料及び賃借料						
委 託 料						

<p>3. 家族相談員</p> <p>報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料</p>						
<p>合 計</p>						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
依 存 症 者 に 対 す る 治 療 ・ 回 復 プ ロ グ ラ ム の 普 及 促 進 事 業 費 報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使 用 料 及 び 賃 借 料 委 託 料		円	円		円	円
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

都道府県知事、指定都市市長
又は法人及び代表者 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年度精神保健費等国庫負担(補助)金の
交付額変更申請について

平成 年 月 日第 号をもって交付を受けた標記国庫負担(補助)金について、次
のとおり交付額を変更して交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請額

変更後の所要額	金	円
既交付決定額	金	円
今回所要額	金	円

2 経費所要額調

3 事業計画書

4 添付書類

(1) 平成〇〇年度歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

(注) 予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

(2) その他参考となる書類

(注) 3については当初申請の様式に準じて変更部分のみ作成すること。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

都道府県知事、指定都市市長
又は法人及び代表者 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年度精神保健費等国庫負担(補助)金の
事業実績報告について

平成 年 月 日第 号をもって交付を受けた平成 年度精神保健費等国庫負担
(補助) 金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

1 精 算 額 金 円

2 経費所要額精算書 (別紙(1)のとおり)

3 事業実績報告 (別紙(2)のとおり)

4 添 付 書 類

(1) 平成〇〇年度歳入歳出決算書(又は見込書)抄本

(注) 決算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

(2) その他参考となる書類

経費所要額精算調

(単位:円)

区分	総事業費	寄附金 その他 の収入 額	差引額	対象経 費支出 済額	基準額	選定額 (C, D, E のい ずれか 少ない 額)	費用徴 収額	国庫負担 (補助) 基本額	国庫負担 (補助)所 要額(H× 補助率)	交付 決定額	受入額	差引 過△不足 額	備考
	A	B	A-B=C	D	E	F	G	F-G=H	I	J	K	K-I=L	
負担金	精神障害者措置入院費負担金												
	精神障害者措置入院移送費負担金												
	麻薬中毒者措置入院費負担金												
	麻薬中毒者護送費負担金												
	小計												
補助金	精神障害者医療保護入院費補助金												
	精神保健対策費補助金												
	精神保健福祉センター特定相談等事業費												
	精神科救急医療体制整備事業費												
	連絡調整委員会運営事業費												
	精神医療相談等事業費												
	移送事業費(移送関係者協力費)												
	精神科救急医療等確保事業費												
	長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制構築事業費												
	地域自殺対策推進センター運営事業費												
	難治性精神疾患地域連携体制整備事業費												
	依存症治療拠点機関設置運営事業費												
	摂食障害治療支援センター設置運営事業費												
	てんかん地域診療連携体制整備事業費												
	依存症家族対策支援事業費												
	依存症に対する治療・回復プログラムの普及促進事業費												
	小計												
	合計												

(注)「(交付の条件)4(1)イからエ」に基づき、厚生労働大臣の承認を要しない経費の配分の変更を行った場合には、受入額欄に配分変更後の額を記載し、備考欄に「〇〇事業費へx,xxx円」、「〇〇事業費からx,xxx円」のように経費の配分変更状況を記載すること。

3 費用徴収額調

区 分	費用徴収 件 数	金 額	備 考
円 0	件	円	
20,000			
計			

- (注) 1 区分欄については、平成7年6月16日厚生省発健医第189号本職通知「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準」の別紙の表中「費用徴収額又は自己負担額」欄により記入すること。
- 2 費用徴収件数は、調定件数による延人員とし、端数月の場合も1件(人)として計算すること。
- 3 該当がない場合には、「0」を記載すること。

4 精神保健福祉センター事業実績

	技術援助・ 技術指導回数	研修（講習会を含む）実回数	広報普及のうち講習会・座談会	
			回数	参加人員
1 特定相談事業	回	回	回	人
アルコール関連問題				
思春期精神保健				
2 社会復帰促進事業				
3 その他				
計				

	精神保健相談	
	実件数	延件数
1 特定相談事業	件	件
アルコール関連問題		
思春期精神保健		
2 社会復帰促進事業		
3 その他		
計		

6 精神科救急医療体制整備事業実績

(1) 連絡調整委員会運営事業

連絡調整会議 開催回数	回/年	構成機関	
----------------	-----	------	--

(2) 精神医療相談等事業
ア 精神医療相談事業

	相談機関（窓口）	対応時間帯	実施日数	相談員の数
平日			日	人
休日			日	人
夜間			日	人
精神医療相談窓口の 周知方法				

イ 精神科救急情報センター事業

	相談機関（窓口）	対応時間帯	実施日数	対応職員数
平日			日	人
休日			日	人
夜間			日	人

(3) 移送事業

	関係者協力日数	移送出動回数		
			移送実施回数	不搬送回数
平日	日	回	回	回
休日	日	回	回	回
夜間	日	回	回	回

(4) 精神科救急医療等確保事業

精神科救急医療圏域数	圏域
------------	----

圏域	区分	()	()	()	()	()	備考
	医療施設名						
	救急医療 確保体制	休日 夜間	日 日	日 日	日 日	日 日	

圏域	区分	()	()	()	()	()	備考
	医療施設名						
	救急医療 確保体制	休日 夜間	日 日	日 日	日 日	日 日	

圏域	区分	()	()	()	()	()	備考
	医療施設名						
	救急医療 確保体制	休日 夜間	日 日	日 日	日 日	日 日	

※区分欄には「病院群輪番型」、「常時対応型」、「病院群輪番型（オンコール）」、「常時対応型（オンコール）」、「外来対応」、「身体合併」、「地域受入」のいずれかを記入すること。（外来対応加算、相談窓口等設置加算がある場合は、区分の上段（ ）にその旨を記載。相談窓口等設置加算の場合は、「相談窓口」、「救急情報センター」、「窓口・センター」のいずれかの種類を記載。）

※「病院群輪番型」又は「常時対応型」であって、「身体合併」又は「地域受入」の医療施設がある場合は、それぞれの区分毎の体制を記載すること。

※「常時対応型」であって、「平日」の対応がある場合は、体制を記載すること。

7 長期入院精神障害者地域移行総合の推進体制検証事業実績

事業実施者（運営主体） ※法人名等を記載（行政機関が直接実施する場合も含む。）

(1) 地域移行推進連携会議

構成機関名	
-------	--

回数	議題等
第 回	
第 回	

コーディネーター 活動内容	
------------------	--

(2) 精神科病院職員に対する研修

実施回数	対象者（職種・人数）

(3) 退院支援プログラム

ア 体験談プログラム

実施回数	実施場所

イ 事業所体験プログラム

実施回数	実施事業所名

ウ その他入院中の精神障害者に対する退院意欲喚起に向けた支援

実施回数	実施場所

(4) スーパーバイザーの派遣

実施回数	派遣先事業所名

(5) その他

事業名	事業概要

8 地域自殺対策推進センター運営事業実績

ア 設置機関

センター名：
設置機関：

イ 人員配置状況

(ア) 地域における自殺の実態把握（相談支援等を含む）担当者（人数： 人）

資格	担当者名	常勤・非常勤、専任・併任の別

(イ) 自殺対策連携推進員（人数： 人）

資格	担当者名	常勤・非常勤、専任・併任の別

(ウ) 自殺対策に係る情報の収集・分析、自殺対策計画策定担当者（人数： 人）

資格	担当者名	常勤・非常勤、専任・併任の別

ウ 情報の収集等

(ア) 地域における自殺の実態把握の内容

--

(イ) 自殺対策計画に基づき実施する事業等に関する情報の分析及び提供等の内容

--

エ 連絡調整会議

(ア) 連絡調整会議メンバー

氏名	職名

(イ) 開催回数

回

(ウ) 管内関係機関・地域ボランティア等との連携内容

--

オ 自殺対策計画策定状況

・都道府県及び指定都市

策定年月日	改定年月日	計画名

・管内市町村

市町村名	策定年月日	改定年月日	計画名

カ 人材育成研修

受講者数	研修内容
人	

キ 委託について（委託のある場合）

委託先名称	委託内容

9 難治性精神疾患地域連携体制整備事業実績

(1) 連携会議

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
出席者数	
出席者構成(職種・ 所属別人数等)	
会議内容(議題等)	

(2) 先行事例研修

ア アドバイザー招聘による研修

開催場所 (医療機関名等)	
アドバイザー(講師 人数・所属等)	
開催回数 (開催時期)	
参加者数	
参加者構成(職種・ 所属別人数等)	
研修内容(プログラム ・時間数等)	

イ 職員派遣による研修

開催場所 (医療機関名等)	
講師(人数・所属等)	
開催回数 (開催時期)	
参加者数	
参加者構成(職種・ 所属別人数等)	
研修内容(プログラム ・時間数等)	

(3) ネットワーク概要

コア医療機関名	
ネットワーク構成 医療機関名	
ネットワークによる連携治療内容	

10 依存症治療拠点機関設置運営事業実績

(1) 依存症対策推進協議会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容(議題等)	

(2) 依存症治療拠点機関設置運営事業

ア 依存症治療拠点機関の名称及び所在地

--

イ 事業実績

事業名	実施期間もしくは回数	実施場所
事業内容		

ウ 依存症治療支援コーディネーター

人数	職種

1.1 摂食障害治療支援センター設置運営事業実績

(1) 摂食障害対策推進協議会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容(議題等)	

(2) 摂食障害治療支援センター設置運営事業

ア 摂食障害治療支援センターの名称及び所在地

--

イ 事業実績

事業名	実施期間もしくは回数	実施場所
事業内容		

ウ 摂食障害治療支援コーディネーター

人数	職種

12 てんかん地域診療連携体制整備事業実績

(1) てんかん治療医療連携協議会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容(議題等)	

(2) てんかん地域診療連携体制整備事業

ア てんかん診療拠点機関の名称及び所在地

--

イ 事業実績

事業名	実施期間もしくは回数	実施場所
事業内容		

ウ てんかん診療支援コーディネーター

人数		職種	
----	--	----	--

(3) てんかん治療医療連携研修

実施期間		実施場所	
対象者		参加人数	
概要			

1.3 依存症家族対策支援事業実績

(1) 企画委員会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容(議題等)	

(2) 依存症者の家族に対する認知行動療法を用いた心理教育プログラムの実施

実施期間		実施場所	
回数		参加人数	
概要			

(3) 家族相談員

人数		職種	
----	--	----	--

所要額明細

精神障害者措置入院移送費所要額内訳

種 目	対 象 経 費 支 出 額		
	員 数	単 価	金 額
		円	円
1 職 員 旅 費			
2 燃 料 費			
①ガ ソ リ ン			
②軽 油			
③天 然 ガ ス			
④電 気 油			
⑤重 油			
3 賃借料及び使用料			
①賃 借 料			
A車 両	台		
B船 舶	隻		
②使 用 料			
A有料道路通行料	回		
B移送に用いる車 船料及び航空運賃	回		
4 委 託 料			
①賃金（移送車船 の運転者）			
②燃 料 費			
③賃借料及び使用料			
合 計			

(注) 3①及び4の支出費目については、請求書、契約書並びに別に定める各支出費目毎の積算資料を添付すること。

麻薬中毒者護送費所要額内訳

種 目	対 象 経 費 支 出 額		
	員 数	単 価	金 額
		円	円
1 職 員 旅 費			
2 燃 料 費			
①ガ ソ リ ン			
②軽 油			
③天 然 ガ ス			
④電 気 油			
⑤重 油			
3 賃借料及び使用料			
①賃 借 料			
A車 両 船	台 隻		
B船			
②使 用 料			
A有料道路通行料	回 回		
B護送に用いる車 船料及び航空運賃			
4 委 託 料			
①賃金（護送車船 の運転者）			
②燃 料 費			
③賃借料及び使用料			
合 計			

(注) 3①及び4の支出費目については、請求書、契約書並びに別に定める各支出費目毎の積算資料を添付すること。

精神保健福祉センター特定相談等事業費所要額内訳

種 目	対 象 経 費 支 出 額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
(特定相談事業)						
報 酬						
賃 金						
報 償						
旅 費						
需 用 費						
役 務 費						
委 託 料						
使用料及び賃借料						
原 材 料 費						
備 品 購 入 費						
(社会復帰促進事業)						
報 酬						
賃 金						
報 償						
旅 費						
需 用 費						
役 務 費						
委 託 料						
使用料及び賃借料						
原 材 料 費						
備 品 購 入 費						
合 計						

(注) 各事業の各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

精神科救急医療体制整備事業費（連絡調整委員会運営事業費）所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
連絡調整委員会運営事業費 賃 金 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 使用料及び賃借料		円	円		円	円
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

精神科救急医療体制整備事業費（精神医療相談等事業費）所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
精神医療相談等事業費						
1. 精神医療相談事業費						
報 酬						
社 会 保 険 料 等						
報 償 費					休日	
賃 金				日		
需用費（消耗品費）						
役務費（通信運搬費）					夜間	
使用料及び賃借料				日		
委 託 料						
2. 精神科救急情報センタ 一事業費					平日	
報 酬				日		
社 会 保 険 料 等						
報 償 費					休日	
賃 金				日		
需用費（消耗品費）						
役務費（通信運搬費）					夜間	
使用料及び賃借料				日		
委 託 料						
合 計						

（注）各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

精神科救急医療体制整備事業費（移送事業費（移送関係者協力費））所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
移送事業費（移送関係者協力費）		円	円	日	円	円
報酬 社会保険料 報償 旅需用 燃料 関係者手当 危険手当 委託料						
合 計						

（注）各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

精神科救急医療体制整備事業費（精神科救急医療等確保事業費）所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
精神科救急医療等確保事業費						
1. 病院群輪番型						
圏域数 圏域					休日	
施設数 施設				日		
報 酬					夜間	
社会保険料等				日		
報 償					オンコ	
賃 金				日	ール	
体制確保経費					※	
委託料				日	休日	
※ 外来対応加算分				日		
					夜間	
				日		
※ 相談窓口・精神科救急 情報センター設置加算分					※	
				日	休日	
					夜間	
				日		
2. 常時対応型					休日	
圏域数 圏域						
施設数 施設				日		
報 酬					夜間	
社会保険料等				日		
報 償					オンコ	
賃 金				日	ール	
体制確保経費					※	
委託料				日	休日	
※ 外来対応加算分				日		
					夜間	
				日		

※ 相談窓口・精神科救急 情報センター設置加算分 ※ その他				※ 平日 日 休日 日 夜間 日	
合 計					

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

精神科救急医療体制整備事業費（外来対応事業費）所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
外来対応事業 圏域数 圏域 施設数 施設 報 酬 社 会 保 険 料 等 報 償 費 金 料 賃 託 料		円	円		休日 日 夜間 日	円
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

精神科救急医療体制整備事業費（身体合併症対応事業費）所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
身体合併症救急対応事業 （身体合併症対応施設又は 地域搬送受入対応施設） 施設数 施設 報 酬 社 会 保 険 料 等 報 償 費 賃 金 体 制 確 保 経 費 委 託 料		円	円		円	円
合 計						

（注）各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

長期入院精神障害者地域移行総合の推進体制検証事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
長期入院精神障害者地域移行総合の推進体制検証事業費		円	円		円	円
報酬						
社会保険料						
報償						
旅需用						
消耗品費						
燃料費						
会議費						
印刷製本費						
光熱水料						
修繕費						
役員業務費						
通信運搬費						
手数料						
保険料						
広告料						
使用料及び賃借料						
委託料						
合 計						

※委託料については委託内容のわかる資料（様式任意）を添付すること。

地域自殺対策推進センター運営事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
地域自殺対策推進センター運営事業費						
報酬金等						
社会保険料						
旅 用 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
通 信 運 搬 費						
広 告 料						
使用料及び賃借料						
委 託 料						
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

難治性精神疾患地域連携体制整備事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
難治性精神疾患地域連携体制整備事業費						
1. 医療機関間の連携会議の開催						
報 償 費						
賃 金						
社会保険料等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
通 信 運 搬 費						
使用料及び賃借料						
委 託 料						
2. 先行事例研修会						
報 償 費						
賃 金						
社会保険料等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
通 信 運 搬 費						
使用料及び賃借料						
委 託 料						

<p>3. コア医療機関の体制整備</p> <p>報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 使用料及び賃借料 委 託 料</p>						
<p>合 計</p>						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

依存症治療拠点機関設置運営事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
依存症治療拠点機関設置運営事業費						
1. 依存症対策推進協議会						
報 償 費						
賃 金						
社会保険料等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使用料及び賃借料						
委 託 料						
2. 依存症治療拠点機関設置運営事業						
報 償 費						
賃 金						
社会保険料等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使用料及び賃借料						
委 託 料						

<p>3. 依存症治療支援コーディネーター</p> <p>報償費 賃金 社会保険料等 旅費 需用費 消耗品費 会議費 印刷製本費 役員務費 使用料及び賃借料 委託料</p>						
<p>合計</p>						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

摂食障害治療支援センター設置運営事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
摂食障害治療支援センター設置運営事業費						
1. 摂食障害対策推進協議会						
報 償 費						
賃 金						
社 会 保 険 料 等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使用料及び賃借料						
委 託 料						
2. 摂食障害治療支援センター設置運営事業						
報 償 費						
賃 金						
社 会 保 険 料 等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使用料及び賃借料						
委 託 料						

<p>3. 摂食障害治療支援コーディネート イネーター</p> <p>報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料</p>						
<p>合 計</p>						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

てんかん地域診療連携体制整備事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
てんかん地域診療連携体制整備事業費						
1. てんかん治療医療連携協議会						
報 償 費						
賃 金						
社 会 保 険 料 等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使用料及び賃借料						
委 託 料						
2. てんかん地域診療連携体制整備事業						
報 償 費						
賃 金						
社 会 保 険 料 等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使用料及び賃借料						
委 託 料						

<p>3. てんかん治療医療連携研 修</p> <p>報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料</p>						
<p>合 計</p>						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

依存症家族対策支援事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
依存症家族対策支援事業費						
1. 企画委員会						
報 償 費						
賃 金						
社 会 保 険 料 等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使用料及び賃借料						
委 託 料						
2. 依存症者の家族に対する 認知行動療法を用いた心 理教育プログラムの実施						
報 償 費						
賃 金						
社 会 保 険 料 等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使用料及び賃借料						
委 託 料						

<p>3. 家族相談員</p> <p>報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料</p>						
<p>合 計</p>						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
依存症者に対する治療・回復 プログラムの普及促進事業費 報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料		円	円		円	円
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。